

# 合併協定項目(545項目)に対する調整等の結果について

政策部 政策経営課 企画担当

平成28年3月15日

# 合併協定項目(545項目)に対する調整等の結果について

## 合併協定書と合併協定項目

合併協定書とは、合併にあたり必要な事務事業の調整内容やその施行時期の見込みを旧5町村が組織した「安曇野地域合併協議会」で協議され、平成17年2月23日に5町村の町村長により調印・確認されたものです。

合併協定項目は、合併の方式、議会の議員の定数、慣行の取り扱い、新市の事務所の位置など27分野と、各種事務事業の取り扱いを合わせた28分野で、全545項目に渡ります。

各種事務事業の取扱いは、行財政関係、福祉環境関係、経済関係、建設関係、教育関係に分かれています。

それぞれの事務事業の施行時期については、

- (1) 合併時から統一又は現行を新市に引き継ぐもの
  - (2) 合併翌年度(平成18年度)から統一するもの
  - (3) 平成19年度以降から統一予定のもの
  - (4) 新市において検討、調整等を行う必要のあるもの
- などに区分されています。

## 調整等の結果について

合併10年が経過した今年度(平成27年度)、合併協定項目(545項目)全ての調整等が終了しました。

このことから、一つの区切り(合併の総括)として、各合併協定項目に対する調整等の結果を、直近の状況を基に報告します。

- 1 合併協定項目は、各協議項目順に記載しています。
- 2 課等名の列は、現在担当している課等名を記載しています。  
(空欄は、直接の担当課等が特定できない場合となります)
- 3 項目内容の列は、安曇野地域合併協議会で確認された内容です。  
なお、項目内容の中に「新規項目」と記載があるものは、安曇野地域合併協議会において新たに追加された項目です。
- 4 調整済年度の列は、最初に項目内容を調整等した年度を記載しています。
- 5 調整等の結果(直近)の列は、項目内容に対する直近の結果(平成27年度末)を記載しています。(したがって、当初調整した結果と異なっている場合があります)
- 6 内容等に対するお問い合わせ等は、直接、記載されている担当課等へお尋ねください。  
(担当課等の欄が空欄となっているものは、政策経営課まで)

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）
1	合併の方式	H16.9.14		豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。	H17	項目内容のとおり、平成17年10月1日に新設（対等）合併
2	合併の期日	H16.10.18		合併の期日は、平成17年10月1日とする。	H17	項目内容のとおり、平成17年10月1日に新設（対等）合併
3	新市の名称	H16.12.14		(1) 新市の名称は、「安曇野市」とする。	H17	項目内容のとおり、新市の名称は「安曇野市」
				(2) 仮名遣いによる「安曇野」のひらがな表記は、「あづみの」とする。	H17	項目内容のとおり、仮名遣いによる「安曇野」のひらがな表記は、「あづみの」
				(3) アルファベットによる「安曇野」のローマ字表記は、「AZUMINO」とする。	H17	項目内容のとおり、アルファベットによる「安曇野」のローマ字表記は、「AZUMINO」
4	新市の事務所の位置	H17.1.13	財産管理課	(1) 新市の事務所の位置は、当面の間、豊科町大字豊科4932番地46(南安自治会館)とする。 (2) 新庁舎については、住民の利便性、交通事情及び他の官公署との関係等を考慮し、新市において検討する。	H17 H23	H27.4.1より新庁舎の位置を 豊科6000番地に変更 H27.5.7 本庁舎開庁
5	財産及び債務の取扱い	H16.9.14		5町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。	H17	項目内容のとおり、公の施設及び債務は、すべて引き継
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	H16.11.9	議会事務局	(1) 市町村の合併の特例に関する法律の適用 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条及び第7条の規定は適用しない。	H17	平成27年度末現在は適用なし （経過） 平成17年10月23日執行の市議会議員選挙において適用なし
				(2) 新市の議員定数 28人とする。	H17	平成27年度末現在の議員定数は25人 （経過） 平成17年10月23日執行の市議会議員選挙では、議員定数は28人 平成21年10月11日執行の市議会議員選挙では、議員定数は28人 平成24年12月定例会（12月19日）において、議員定数を25人とする議員提出議案「安曇野市議会議員定数条例」を可決 平成25年10月6日執行の市議会議員選挙では、議員定数は25人
				(3) 複数選挙区の設置 設置選挙に限り、合併前の町村を区域とする選挙区を設置する。	H17	平成27年度末現在は適用なし （経過） 平成17年10月23日執行の市議会議員選挙において適用 平成21年10月11日執行の市議会議員選挙においては、適用なし 平成25年10月6日執行の市議会議員選挙においては、適用なし
				(4) 選挙区ごとの定数は、豊科町を区域とする選挙区8人、穂高町を区域とする選挙区9人、三郷村を区域とする選挙区5人、堀金村を区域とする選挙区3人、明科町を区域とする選挙区3人とする。	H17	平成27年度末現在は適用なし （経過） 平成17年10月23日執行の市議会議員選挙において適用 平成21年10月11日執行の市議会議員選挙においては、適用なし 平成25年10月6日執行の市議会議員選挙においては、適用なし
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	H16.11.30	農業委員会事務局	(1) 新市に1つの農業委員会を置き、5町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで、引き続き新市の選挙による委員として在任する。	H17	安曇野市に1つの農業委員会を置き、5町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで、引き続き安曇野市の選挙による委員として在任。
				(2) 在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は40人とし、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第10条の2第2項及び第3項に規定する選挙区及び選挙区ごとの定数は、豊科選挙区9人、穂高選挙区12人、三郷選挙区9人、堀金選挙区6人、明科選挙区4人とする。	H17	改正農業委員会法（H28.4.1施行）により、公選制の廃止。暫定措置として、平成30年7月19日までは現在の選挙委員が在任する。
				(3) 農業委員会の選任による委員については、法令の定めるところにより、農業協同組合各1人、農業共済組合1人、土地改良区1人、議会推薦4人以内とする。	H17	改正農業委員会法（H28.4.1施行）により、農業委員の選出方法を公選制から市長の選任制に改める。また農地利用最適化推進委員を新設する。暫定措置として、平成30年7月19日までは現在の選任委員が在任する。
8	地方税の取扱い	H16.9.14		個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税において5町村に差異のないものについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、5町村に差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。		
			市民税課	(1) 個人市町村民税 普通徴収の納期は、豊科町・穂高町・明科町の例による。	H17	統一済 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）
			市民税課	(2) 法人市町村民税 法人税割の税率は、新市における財政事情により制限税率(現行14.7%)の範囲内で決定するものとする。	H17	統一済 平成26年度税制改正により14.7%から12.1%に変更 法人税割の税率は、100分の12.1 資本金等の額が1億円未満である法人、若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに対する各事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に12.1分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額。
			資産税課	(3) 固定資産税 納期は、穂高町・明科町の例による。	H17	項目内容のとおり統一 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで
			市民税課	(4) 軽自動車税 納期は、豊科町・堀金村の例による。	H17	統一済 5月1日から同月31日まで
			資産税課	(5) 鉱産税 豊科町は該当条目がなく、豊科町を除く4町村は、現在、課税客体の該当がないので、新市において調整する。	H17	鉱物の採取を行う事業者に対し課税（鉱物とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉄鉱、石炭、硫黄等） 市税条例に該当条文があり、現在まで申告はない。法改正が無い限り存続。 税率は、100分の1（鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合の税率は、100分の0.7）
				(6) 特別土地保有税 保有分で存続するものは、現行のとおり新市に引き継ぐ。	H17	税率 ・保有分(10年間)は100分の1.4、 ・取得分は100分の3（保有、取得伴に5,000㎡以上） 合併ときに、旧明科町の特別土地保有税の滞納繰越分（保有分）が1件あったが、平成20年度に地方税法の規定に基づき、執行停止、不能欠損済み。 土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和48年度に創設されたが、現下の経済状況を踏まえ、平成15年度の税制改正により課税停止。
			市民税課	(7) 入湯税 入湯客(日帰り)の税率は、豊科町・三郷村・堀金村の例による。 課税免除は、穂高町の例により調整し、徴収方法は、豊科町・三郷村・堀金村・明科町の例による。	H17	【税率】協定項目どおりに統一済 入湯客1人1日について、それぞれ次の各号に定める額とする。 (1) 宿泊入湯客(1泊) 150円 (2) 日帰り入湯客(1日) 50円 【課税免除】統一済。但し(7)を追加 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。 (1) 年齢12歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 (3) 地域住民の福祉の向上を図るため、市等が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における浴場に入湯する者 (4) 自炊用の簡素な施設、専ら日帰り客の利用に供される施設その他これらに類する施設で、その利用料金が一般の鉱泉浴場における通常の料金に比較して著しく低く定められているものにおける浴場に入湯する者 (5) 長期の療養者を対象として設けられている僻すう地の簡素な温泉旅館において、専ら長期湯治を目的として浴場に入湯する者 (6) 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯者 (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者 【徴収方法】穂高町の例により統一済 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。
9	一般職の職員の身分の取扱い	H16.11.9	職員課	(1) 5町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条第1項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。	H17	平成17年10月1日、安曇野市は旧豊科町、旧穂高町、旧三郷村、旧堀金村、旧明科町及び関係する旧一部事務組合から合計839人の職員を引き継いだ。平成27年4月1日の職員数は733人。
				(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。	H19	新市発足時に在籍した839人の職員を平成23年度に778人に削減する定員適正化計画（平成17～23年度）を策定したが、計画を上回るペースで平成21年度に達成した。現在、第2次定員適正化計画（平成25～29年度）に取組んでいる。平成29年度の計画人数735人に対し平成27年4月1日現在の職員数は733人。

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）
			職員課	(3) 職階及び職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。	H17	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則において「級別標準職務分類表」を規定、また、職員の職名に関する規程において「職名」を規定し、合併時に統一した。（なお、地方公務員法の改正により、「級別標準職務分類表」に代わり給与条例に「等級別職務基準表」を規定する給与条例の改正案を28年3月定例会に提案）
			職員課	(4) 職員の給与等については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、合併後速やかに調整し、統一する。	H18	平成18年4月1日の給与構造改革（1号俸を4号俸に細分化）に合わせ、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則により安曇野市の昇格基準を統一し格差是正を行った。この是正により給料が引き下げとなる職員への現給保障は平成22年3月まで支給。
10	地域審議会の取扱い	H16.10.18	地域づくり課	市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町の区域ごとに地域審議会を設置する。地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別紙「地域審議会の設置に関する協議」とおとりとする。	H17	平成26年度をもって廃止 平成26年度地域審議会委員数（豊科地域審議会15人、穂高地域審議会15人、三郷地域審議会15人、堀金地域審議会15人、明科地域審議会14人）
11	新市建設計画	H17.2.15	政策経営課	新市建設計画は、別冊「安曇野市まちづくり計画」とおとりとする。	H17	平成27年3月に「安曇野市まちづくり計画」を変更 変更内容：計画期限の延長（26年度末まで 平成32年度まで） 財政計画の変更（26年度末まで 平成32年度まで）
12	特別職の職員の身分の取扱い	H16.11.30		(1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。	H17	市長、副市長、教育長の任期は4年 ・宮澤宗弘市長：平成25年10月23日～平成29年10月22日 ・村上広志副市長：平成25年11月9日～平成29年11月8日 ・橋渡勝也教育長：平成26年11月9日～平成30年11月8日 平成19年4月1日から助役 副市長 平成21年11月1日から収入役（特別職） 会計管理者（一般職） 法改正により教育長の任期は3年となった（平成27年4月1日施行）が 次回の任期（平成30年11月9日～）から適用
				(2) 行政委員会の委員 教育委員会の委員の定数及び任期については、法令の定めるところによる。 選挙管理委員会の委員の定数及び任期については、法令の定めるところによる。 監査委員の定数については3人とし、任期については、法令の定めるところによる。 固定資産評価審査委員会の委員の定数については3人とし、任期については、法令の定めるところによる。	H17	教育委員会の委員の定数は5人、任期は4年 選挙管理委員会の委員の定数は4人、任期は4年 監査委員の定数は3人、任期は見識を有する者は4年、議員は議員の任期 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人、任期は3年
13	条例、規則の取扱い	H16.9.14		条例・規則の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整方針の内容に基づき、次の区分により整備するものとする。		
			総務課	(1) 合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時に制定施行するもの	H17	合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時に制定施行するものは調整済
			総務課	(2) 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行するもの	H17	合併後においても、一定の地域に暫定的に施行するものは調整済
			総務課	(3) 合併後において、逐次制定し施行するもの	H17	合併後において、逐次制定し施行するものは調整済
14	事務組織及び機構の取扱い	H16.12.14	行政管理課	(1) 現在の豊科町・穂高町・三郷村・堀金村及び明科町の庁舎を、総合支所機能を有する施設として活用する。なお、当面の間、一部本庁機能を有する施設として活用した、組織・機構とする。	H17	平成27年5月新本庁舎が完成し、本庁機能が集約された。支所は、地域づくりの拠点として位置付け組織の整備を行った。
			行政管理課	(2) 新市の組織・機構については、次の基本方針に基づき、整備するものとする。 行政サービスを極力低下させない組織・機構 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 簡素で効率的な組織・機構 指揮命令系統が明確な組織・機構 事務事業の統一的な執行に充分配慮した組織・機構	H26	新本庁舎開庁の前年である平成26年4月から新組織体制に移行した。
15	使用料、手数料等の取扱い	H16.11.9	行政管理課	(1) 使用料については、新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、合併時に統一するよう努めるものとする。	H27	体育館施設を始めとする各施設の使用料及び減免規定等の見直しを実施し、概ね統一された。
			行政管理課	(2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、合併時に統一するよう努めるものとする。	H27	手数料は統一
			行政管理課	(3) 差異の著しいものや事情により調整が困難なものについては、当面現行のとおりとする。	H17	概ね統一
			行政管理課	(4) 合併協議項目中の「28 各種事務事業の取扱い」において個別に協議される使用料、手数料等の取扱いは、それぞれの協議結果のとおりとする。	H27	概ね統一
16	各種団体への補助金、交付金の取扱い	H16.11.9		補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等を考慮し、公共的必要性・有効性・公平性の観点から次のとおりとする。		
			財政課	(1) 同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。	H19	平成18年度、24年度に補助金等の見直しを行い、同一あるいは同種の補助金等については、統一の方向で調整した。
			財政課	(2) 独自の補助金等については、従来の活動実績を尊重し、補助金等の目的を明確化し、市域全体の均衡を保つように調整する。	H19	平成18年度、24年度に補助金等の見直しを行い、補助金等の目的を明確化するとともに、市域全体の均衡を保つように調整した。
			財政課	(3) 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。	H19	平成18年度、24年度に補助金等の見直しを行い、補助金の整理統合を図った。
			財政課	(4) 合併協議項目中の「28 各種事務事業の取扱い」において個別に協議される補助金、交付金の取扱いは、それぞれの協議結果のとおりとする。	H17	平成18年度、24年度に補助金等の見直しを行う際、各担当課において関係団体と補助金及び交付金の取扱いについて協議を行っている。
17	町名・字名の取扱い	H16.12.14		(1) 字の区域は、当面の間、現行のとおりとする。	H17	字の区域は、合併前のとおり。

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）
				(2) 町名・字名については、次のとおりとする。 豊科町については、「豊科南穂高」「豊科光」「豊科田沢」「豊科高家」「豊科」とする。 穂高町については、「穂高有明」「穂高北穂高」「穂高」「穂高柏原」「穂高牧」とする。 三郷村については、「三郷明盛」「三郷温」「三郷小倉」とする。 堀金村については、「堀金村鳥川」「堀金三田」とする。 明科町については、「明科東川手」「明科中川手」「明科光」「明科七貴」「明科南陸郷」とする。	H17	現在においても項目内容のとおり。 豊科町については、「豊科南穂高」「豊科光」「豊科田沢」「豊科高家」「豊科」とする。 穂高町については、「穂高有明」「穂高北穂高」「穂高」「穂高柏原」「穂高牧」とする。 三郷村については、「三郷明盛」「三郷温」「三郷小倉」とする。 堀金村については、「堀金村鳥川」「堀金三田」とする。 明科町については、「明科東川手」「明科中川手」「明科光」「明科七貴」「明科南陸郷」とする。
18	行政区の取扱い	H16.11.9	地域づくり課	(1) 区等の組織体制・名称は、原則として現行のとおりとし、必要に応じ調整する。	H17	市内83区（豊科地域23区、穂高地域23区、三郷地域14区、堀金地域9区、明科地域14区）
				(2) 区等への補助金、委託料、報酬額等については、地域の実情を考慮しながら区等における役割の見直しを行い、関係組織と十分協議した上で調整する。	H19	安曇野市区等交付金交付規則に基づき、「地区の取りまとめ、調査等に関する事業」として均等割りが区181,440円、「委員等入選などに関する事業」として世帯数に750円を乗じて得た額、「募金に関する事業」として世帯数に70円を乗じて得た額、また広報に関する事業として世帯数に600円を乗じて得た額と回覧組数から市配布分を減じた件数に1,380円を乗じて得た額を合わせた額を交付。
19	一部事務組合等の取扱い	H17.1.28		(1) 松本広域連合については、5町村は合併の日の前日をもって当該広域連合から脱退し、合併の日に新市において新たに加入する。	H17	5町村は合併の日の前日をもって当該広域連合から脱退し、合併の日に安曇野市として松本広域連合へ加入済。
				(2) 南安松筑広域環境施設組合、穂高広域施設組合、長野県市町村自治振興組合及び長野県町村総合事務組合については、5町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、合併の日に安曇野市として加入済。なお、南安松筑広域環境施設組合は安曇野松筑広域環境施設組合に、長野県町村総合事務組合は、長野県市町村総合事務組合に名称変更（H17.10.1）	H17	南安松筑広域環境施設組合、穂高広域施設組合、長野県市町村自治振興組合及び長野県町村総合事務組合については、5町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、合併の日に安曇野市として加入済。なお、南安松筑広域環境施設組合は安曇野松筑広域環境施設組合に、長野県町村総合事務組合は、長野県市町村総合事務組合に名称変更（H17.10.1）
				(3) 豊科町外1市1町山林組合については、豊科町及び明科町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、合併の日に新市において新たに加入する。	H17	豊科町外1市1町山林組合については、豊科町及び明科町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、合併の日に安曇野市として加入済。なお、豊科町外1市1町山林組合は、安曇野市・松本市山林組合に名称変更（H17.10.1）
				(4) 松塩筑木曽老人福祉施設組合、松塩筑老人福祉施設組合及び川手学校給食共同調理施設組合については、明科町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、合併の日に新市において新たに加入する。	H17	松塩筑木曽老人福祉施設組合、松塩筑老人福祉施設組合及び川手学校給食共同調理施設組合については、明科町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、合併の日に安曇野市として加入済。なお、川手学校給食共同調理施設組合は平成18年度で解散（H18.12.19議決）
				(5) 東筑摩郡行政事務組合、中信地域町村交通災害共済事務組合及び池田町明科町松川村葬祭センター施設組合については、明科町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退する。	H17	東筑摩郡行政事務組合、中信地域町村交通災害共済事務組合及び池田町明科町松川村葬祭センター施設組合については、明科町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退した。
				(6) 南安曇郡行政事務組合については、豊科町、穂高町、三郷村及び堀金村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、合併の日に新市において新たに加入する。	H17	豊科町、穂高町、三郷村及び堀金村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、合併の日に安曇野市として加入済。なお、南安曇郡行政事務組合は、安曇野・松本行政事務組合に名称変更
19	一部事務組合等の取扱い	H17.1.28	耕地林務課	(7) 穂高町外1ヶ町一ノ沢山林組合及び穂高町外1ヶ町浅川山林組合については、合併の日の前日をもって解散するが、当該組合の財産及び事務の取扱いについては、合併前もしくは合併後速やかに当該組合が所有する山林等の管理運営を承継する新しい組織を設立したうえで協議する。なお、堀金村外二ヶ町村山林組合及び一部事務組合に準じた運営を行っている三郷村外一町一ヶ村北沢山林組合についてもこの例による。	H17	穂高町外1ヶ町一ノ沢山林組合及び穂高町外1ヶ町浅川山林組合は、平成17年に一ノ沢山林組合及び浅川山林組合を設立し管理運営を承継。堀金村外二ヶ町村山林組合は平成17年に解散し、財産は市に譲渡され市有林として市が管理している。三郷村外一町一ヶ村北沢山林組合は、平成21年に北沢山林組合を設立し管理運営を承継。
20	財産区の取扱い	H16.11.30	耕地林務課	(1) 上川手財産区、北の沢山林財産区、牧山林財産区、富士尾沢山林財産区、有明山林財産区及び穂高山林財産区は、合併後も引き続き存続する。	H17	各財産区は引き続き存続している。なお、牧山林財産区は地元により管理されている。
				(2) 各財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐ。	H17	牧山林財産区を除き、新市に引き継がれ特別会計で運営している。
21	公社等の取扱い	H17.1.28	財産管理課	(1) 穂高町土地開発公社、三郷村土地開発公社、堀金村土地開発公社及び明科町土地開発公社については、その所有する財産を豊科町土地開発公社に譲渡し債務を引き継ぎ、合併の日の前日までに解散するものとする。	H17	項目内容のとおり
				(2) 豊科町土地開発公社については、定款変更により名称を変更し、新市の土地開発公社とする。	H17	項目内容のとおり

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）
				(3) 現在の第3セクター等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	H17	<p>㈱三郷農業振興公社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資額：40,000千円</li> <li>・業務内容：市内の畜産農家から家畜糞尿を受け入れ、良質な完熟堆肥を製造し、市内の耕種農家に販売をする。</li> <li>・施設名：安曇野市三郷堆肥センター</li> <li>・経過：取締役として、副市長・農林部長・三郷支所長、監査役として会計管理者が対応。</li> </ul> <p>それ以外の変更はない。</p> <p>一般社団法人豊科開発公社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資額：3,000,000円</li> <li>・業務内容：公共施設の管理運営、農業体験・都市交流事業、芸術文化地域振興事業等</li> <li>・施設名：安曇野の里自然活用村（ビレッジ安曇野、あづみ野ガラス工房、プラザ安曇野等）</li> <li>・経過：平成26年4月より社団法人から一般社団法人となる</li> </ul> <p>㈱ファインビュー室山</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資額：22,500,000円</li> <li>・業務内容：農業体験実習施設・入浴施設・食堂・公園の管理運営、各種催事の企画運営等</li> <li>・施設名：ファインビュー室山</li> <li>・経過：平成18年2月に㈱三郷村振興公社から社名変更</li> </ul> <p>㈱ほりでーゆー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資額：27,000,000円</li> <li>・業務内容：宿泊・入浴施設・食堂の経営、農村体験の企画・運営等</li> <li>・施設名：ほりでーゆー四季の郷、啼鳥山荘、キャンプ場等</li> <li>・経過：平成18年6月に㈱堀金観光開発公社から社名変更</li> </ul>
				(4) 第3セクター等への出資については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	H17	<p>安曇野菜園株式会社（平成23年3月解散）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資額：31,000,000円</li> <li>・業務内容：トマト栽培施設の栽培管理</li> <li>・施設名：三郷トマト栽培施設</li> <li>・経過：平成20年6月に㈱三郷ベジタブルから社名変更</li> </ul> <p>あづみ野テレビ株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資額：20,500千円</li> <li>・業務内容：放送法に基づく有線一般放送事業、電気通信事業法に基づく電気通信事業等</li> <li>・経過：S63豊科・穂高各1,500、三郷・明科各1,000、堀金500千円出資、H15各町村3,000円出資</li> <li>・目的：地域インフラ整備のため（S63）、地域情報化の推進のための光ケーブル等の施設拡充（H15）</li> </ul> <p>豊科総合開発株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資額：11,000千円</li> <li>・業務内容：ゴルフ場の運営、地域住民に対する恒久的な防災対策と自然環境の保全</li> <li>・経過：S60.4.1設立 H18.11.26出資解消の申し出 H20.5出資解消</li> </ul> <p>財団法人安曇野市三郷開発公社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資額：出資金なし</li> <li>・業務内容：温泉活用事業、地域活性化事業、公共施設および公共施設の管理受託事業</li> <li>・経過：H21.3.31解散</li> </ul>

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）
22	公共的団体等の取扱い	H16.11.9		公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編に努めるものとする。		
				(1) 5町村に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。	H26	5町村に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整した。（強制はできないため、団体の意思を尊重した）
				(2) 5町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。	H26	5町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整した。（強制はできないため、団体の意思を尊重した）
				(3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。	H17	独自の目的を持った団体については、団体の意思を尊重した。
				(4) 合併協議項目中の「28各種事務事業の取扱い」において個別に協議される公共的団体等の取扱いは、それぞれの協議結果のとおりとする。	H26	各部署において、関係団体の意思を尊重し調整した。
23	慣行の取扱い	H16.11.9	政策経営課	(1) 市章は、合併前に選定し、新市において定める。	H17	平成17年10月1日告示第1号で制定済
				(2) 市民憲章、市の花・木・歌・キャッチフレーズは、新市において新たに定める。	H25	市の花（わさび）・木（けやき）については、平成20年7月1日告示第131号で制定済 市の歌（水と緑と光の郷）については、平成27年10月2日告示第313号で制定済
				(3) 宣言は、新市において調整する。	H26	現在の安曇野市における宣言は下記のとおり 平和都市宣言（平成24年12月19日宣言） 環境宣言（平成20年3月17日議決）
24	国民健康保険事業の取扱い	H16.11.9	国保年金課	国民健康保険事業について、差異のないものについては、現行のとおりとし、差異のあるものについては、次のとおりとする。		
				(1) 保険税率については、新市において、国民健康保険運営協議会の答申を受けて決定する。ただし、合併する年度については、それぞれ旧町村の税率を採用する。なお、急激な負担増となる場合には、5年以内を目途に調整する。	H18	平成21年度から税率を改定していない。
				(2) 賦課算定については、三郷村の例により本算定のみとし、納期は、1期(7月)から9期(翌年3月)の9期徴収とする。ただし、合併する年度については、それぞれ旧町村の例による。	H18	合併時の賦課算定方式をそのまま継続。
				(3) 算定方式については、豊科町、穂高町、三郷村、明科町の例により、所得割・資産割・均等割・平等割とする。ただし、合併する年度については、それぞれ旧町村の例による。なお、資産割無しの3方式についても、新市において検討する。	H18	医療分・後期高齢者支援金分については4方式を採用。介護納付金については3方式。尚、平成30年度の制度改正にあわせ、賦課算定を3方式に変更することを検討していく。
				(4) 健康家庭表彰事業の対象については、穂高町・堀金村の例により、支給については、一世帯4,000円程度の記念品とする。	H17	H23年度から8,000円相当のカタログギフトに変更。
				(5) 葬祭費給付事業については、豊科町・明科町の例により実施する。	H17	項目内容のとおり（1件につき3万円）
25	介護保険事業の取扱い	H16.11.9	介護保険課	介護保険事業について、差異のないものについては、現行のとおりとし、差異のあるものについては、次のとおりとする。		
				(1) 第1号被保険者の保険料については、合併翌年度から統一する。ただし、合併する年度については、それぞれ旧町村の例による。	H17	合併翌年度から統一
				(2) 第1号被保険者の普通徴収による保険料の納期については、合併翌年度から豊科町・穂高町の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧町村の例による。	H17	合併翌年度から統一
				(3) 所得区分については、合併翌年度から統一する。ただし、合併する年度については、それぞれ旧町村の例による。	H17	合併翌年度から統一
				(4) 町村単独実施の保険料の減免は、新市において調整する。	H17	条例により統一
26	消防団の取扱い	H16.11.30	危機管理課	(5) 介護保険給付事業については、新市において調整する。	H17	介護保険事業計画により統一
				(1) 組織 5町村の消防団については、新市において統合する。ただし、合併する年度については現行のとおりとし、分団の位置及び管轄区域については、合併後5年を目途に再編成を検討する。	H22	分団の位置及び管轄区域については、平成22年度の調整と変わり無し。第7分団の3部体制を平成29年4月からは1部に再編制するため、詰所の新築用地を取得。
				(2) 階級及び定員 次のとおりとする。ただし、合併する年度については、現行を基本とし、合併後5年を目途に見直しをする。	H22	合併時は条例定数1,094人、平成22年度の調整で方面隊長制階級を廃止し、平成23年度から条例定数を1,090人とした。団員定数の見直しを平成28年度中に行う予定。
				(3) 団員の身分 5町村の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。	H17	項目内容のとおり調整済
				(4) 団員の任用 次のとおりとする。ただし、年齢要件については、5年以内に見直しをする。 新市消防団の管轄区域内に居住する者。ただし、既に団員として任命されている者であって、新市に近接する地域の居住者で消防団活動に従事できる場合はこの限りでないものとする。 年齢18歳以上の者。 志操堅固でかつ身体強健な者。	H17	平成28年度より分団長の任期を2年とする。但し、三郷地域は一年毎の申し入れとこれまで団外から分団長を入れていたがH27年度以降は、団内から昇格することとした。退団（退任）年齢40歳（部長の年齢）を目指すことを消防団内で申し合わせている。
26	消防団の取扱い	H16.11.30	危機管理課	(5) 部の管轄区域 合併時における部の管轄区域については、現行の分団の管轄区域とする。	H17	項目内容のとおり調整済



# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）
27	電算システムの取扱い	H16.10.18	情報統計課	電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招くことがないよう、合併時に電算システムを統合又は整備するものとする。 電算システムの統合、調整にあたっては、安全・安定・確実に移動することを最優先とし、電子自治体への対応、低廉・効率的な運用に配慮するものとする。	H17	・基幹系システムについては、平成27年10月にシステム更新を実施し、株式会社電算導入のシステムを利用している。 ・内部情報系システムについては、平成22年10月にシステム更新を実施し、株式会社ジーシー導入のシステムを利用している。 ・戸籍システムについては、平成27年10月にシステム更新を実施し、富士ゼロックスシステムサービス株式会社導入のシステムを利用している。 ・ホームページ・CMS（コンテンツマネージメントシステム）については、平成28年3月にシステム更新を実施し、東日本電信電話株式会社導入のシステムを利用している。 ・図書・蔵書管理システムについては、平成28年1月にシステム更新を実施し、アネックスインフォメーション株式会社導入のシステムを利用している。 ・公共施設予約システムについては、平成22年10月にシステム更新を実施し、日本電気株式会社導入のシステムを利用している。 ・地理情報システムについては、平成25年4月にシステム更新を実施し、朝日航洋株式会社導入のシステムを利用している。
28	各種事務事業の取扱い					
28	各種事務事業の取扱いについて					
28	1 行財政に関すること					
28	1 01 総務関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	秘書広報課	(1) 名誉町村民表彰 現行の名誉町民は新市に引き継ぐ。	H17	安曇野市名誉市民として4名登録（田淵行男、熊井啓、高橋節郎、青木祥二郎）
28	1 02 広報・広聴関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	秘書広報課	(1) 広報紙 (1) 市報の発行については、月2回を原則とする。  (2) 配布方法は当面の間、現行のとおりとするが、地域の実情も考慮し、新市において調整する。	H17	月2回発行、原則、広報あづみのお知らせ版を第1水曜日、広報あづみの通常版を第3水曜日に発行
				(2) ホームページ 新市のホームページを開設する。	H17	安曇野市ホームページを2月末日リニューアル公開
				(3) 広聴 (1) 新市において地域懇談会等を実施する。内容等については、新市において調整する。  (2) その他の広聴については、住民からの意見を新市政の参考とするため、現行の制度を基本とし、新市において調整する。	H18	市長と語る会を平成27年10月24・25日・31日に5会場（豊科・穂高・三郷・堀金・明科）で開催 参加者約500人
				(2) その他の広聴については、住民からの意見を新市政の参考とするため、現行の制度を基本とし、新市において調整する。	H18	市長への手紙やメール等による広聴活動を実施
			総務課	(4) 情報公開制度 (1) 公文書公開条例を制定し、公開審査会を設置する。 (2) 情報の公開に努める。	H17	情報公開条例及び情報公開・個人情報保護審査会を設置済
				(2) 情報の公開に努める。	H19	合併時に情報公開条例を設置し情報の公開に努めている。
				(5) 個人情報保護制度 個人情報保護条例を制定する。	H17	個人情報保護条例及び情報公開・個人情報保護審査会を設置済
			危機管理課	(6) 防災無線 (1) 防災行政無線の施設は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において現有施設の更新時期や、デジタル化も視野に入れ、計画的に整備を図る。  (2) 運用については当面の間、現行のとおりとし、放送の内容や放送時間については合併時までに調整する。	H23	平成23年10月に移動系防災行政無線のデジタル化、平成27年5月に同報系防災行政無線のデジタル化を完了した。他の情報伝達手段として緊急速報（エリア）メール、事前登録制の市メール配信システム等を導入している。なお、デジタル同報系防災行政無線では、アナログ同報系で行っていた一般行政情報の放送はせず、人命にかかわる緊急・災害情報等を放送する。また、戸別受信機の貸与は行わない。
				(2) 運用については当面の間、現行のとおりとし、放送の内容や放送時間については合併時までに調整する。	H17	調整済
			地域づくり課	(7) その他の広報 (1) 行政の各種事業を出来るだけまとめて掲載した発行物を、新市において発行する。また、新市において「新市役所総合案内誌」を発行する。	H19	平成18年度「安曇野市暮らしのガイドブック2006年版」を各戸配布。変更箇所を校正し、「2009年版」「2012年版」を転入者等配付用として印刷。平成27年度「20015年版」を㈱ゼンリンと共同発行協定を締結し、全面再編集のうえ、㈱ゼンリンにより各戸配布を行った。
			秘書広報課	(2) 視覚障害者への広報についても継続し、社協やボランティアグループ等関係機関と連携を図り、内容等について調整する。  (3) ビデオ活動事業については、合併後も当面の間、実施する。 なお、新市において、全体的な広報活動・制度を検討し、再度調整する。	H18	中央図書館と連携し「声の広報」を実施しているほか、ホームページで手話ニュースを公開
				(3) ビデオ活動事業については、合併後も当面の間、実施する。 なお、新市において、全体的な広報活動・制度を検討し、再度調整する。	H19	映像による記録は主に民間・市民団体等に委ねる（平成24年10月31日ビデオ活動に関する規則を廃止）
28	1 04 財政関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	財政課	(1) 財政事情の公表 公表は年2回とし、公表事項は合併後に調整する。	H17	項目内容のとおり 公表内容は、財政状況に公表に関する条例の規定に沿って選択している。
				(2) バランスシート 現在5町村で作成しているバランスシートは、新市版として統合し、新市において作成を継続する。	H18	平成17年度分から平成26年度分（平成27年11月公表済み）を作成し、市のホームページで公表している。
28	1 05 企画関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	政策経営課	(1) 総合計画策定事業 5町村の総合計画及び新市建設計画との整合を図り、新市において速やかに策定する。	H19	第1次総合計画後期基本計画計画期間中（H25～H29）、H28～H29第2次総合計画策定予定
				(2) 国土利用計画策定事業 5町村の土地利用計画及び新市建設計画における土地利用との整合を図り、新市において速やかに策定する。	H22	平成23年3月に国土利用計画を策定する。第5次全国計画、長野県計画の策定を受け平成28年度から平成29年度にかけて新たな計画を策定する。

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）		
			生涯学習課	(3) 分館（地区公民館）建設補助金 (1) 新築 補助率 1/3 限度額 1,000万円 国・県費補助等で建設するときは、事業費の10%以内（用地費、補償費及び備品購入費は除く）	H17	安曇野市地区公民館建設補助金交付要綱 (1) 新築・改築 補助率 1/3以内 限度額 1,500万円（H23～）		
				(2) 増築・改築・下水道接続に伴う水洗化 補助率 1/3 限度額 200万円	H17	(2) 増築、改造、水洗化 補助率 1/3以内 限度額 200万円 (3) 耐震化（H24～） 補助率 1/2以内 限度額 500万円		
			地域づくり課	(4) コミュニティ施設等補助制度 (1) 新築 補助率 1/3 限度額 500万円（用地費、補償費及び備品購入費は除く）	H17	安曇野市地区集会施設建設補助金交付要綱に基づき、新築及び改築に補助率1/3以内、上限額500万円で補助。		
				(2) 増築・改築・水洗化 補助率 1/3 限度額 200万円	H17	安曇野市地区集会施設建設補助金交付要綱に基づき、増築または水洗化に補助率1/3以内、上限額200万円、改造には50万円以上の事業費で補助率1/3以内、上限100万円を補助。		
28	1	05	企画関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	政策経営課	(5) 姉妹・友好都市交流事業 現行のとおり新市に引き継ぎ、交流内容は新市において検討する。	H20	従来の交流に加え、H26年度に社会教育課から都市交流係に移管した江戸川区花火大会ツアー、真鶴町青少年交流事業を実施。H26年度より、新たに江戸川区青少年とのダンス交流会を実施。 H27年4月、新たに千葉県東金市と友好都市締結、11月に東金市産業祭に出展。
						(6) 国際交流事業 現行のとおり新市に引き継ぎ、交流内容は新市において検討する。	H20	【オーストリア共和国クラムザッハ】 左記のとおり引き継ぎ、平成27年5月23～27日、同町訪日団24名の受入事業を実施。チロル民族音楽団と地元高校生フルートアンサンブルのジョイントコンサート、青少年ホームステイ、歓迎式典等を通じて市民交流を図った。H28年9月下旬、市長のクラムザッハ公式訪問を予定。 【中国遼寧省五三街道】 H18年の合意を引き継ぎ、「経済開発区である同街道とは人的交流のみ継続し、安曇野市と友好締結はしていない」状況。遼寧省内の他市との姉妹都市提携については、中国側担当者と連絡がとれないため進展無し。 【国際交流団体】 H24年度に類似団体の統合が完了し、H26年度に補助金の「補助率3分の1以内」が実現した。
						(7) 市勢要覧 新市において速やかに作成する。	H18	H27一部内容修正、経費等を考慮し、H25からHP用データのみ修正、必要数を複合機で印刷製本
						(8) 地域振興・路線バス運行事業 <b>新規項目</b> 既存の事業は原則として新市に引き継ぐ。 ただし、新市において運営方法、新規を含めて路線等の見直しを行うこととし、福祉バスとの整合を図る。 なお、5町村による新公共交通システム研究会において、地域に合った公共交通システムの調査・研究を合併前より行う。	H20	平成18年7月、国の事業を活用し新たな公共交通システムの実現を目指した検討会を設置し、関係者と連携しつつ、ワークショップなどで寄せられた各地域の住民意向を十分に反映しながら検討を重ねる。平成19年9月10日からデマンド交通「あづみん」の愛称で運行を開始する。安曇野市地域公共交通協議会を設立するとともに、安曇野市地域公共交通総合連携計画を作成する。現在、16台の車両を活用して平日午前8時から午後5時まで運行する。ここ数年は毎年延べ9万人以上の方に利用いただいている。また、「あづみん」の運行前後にJR篠ノ井線とJR大糸線を結ぶ定時定路線を運行し、ここ数年は延べ1万5千人以上の通勤・通学者の方に利用いただいている。なお、福祉バスについては長寿社会課が担当し年2回開催する公共交通会議兼協議会において次年度の事業計画及び実績報告を行い公共交通としての連携を図っている。
28	1	07	税務関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	市民税課 資産税課 収納課	(1) 前納報奨金 廃止する。	H17	平成17年度は、旧三郷村の個人の村民税、固定資産税に前納報奨金制度あり。 納期前に納付した税額の100分の0.3に、納期前に係る月数を乗じて得た額の報奨金を交付。（第1期の納期内のため、合併前の制度である。） 平成18年度より、前納報奨金は廃止。
28	1	08	会計関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	会計課	(1) 指定金融機関 現行の指定金融機関から、5町村で協議し合併時に決定する。	H17	指定金融機関は八十二銀行
						(2) 指定代理金融機関 新市において必要に応じて指定する。	H17	指定代理金融機関は、 あづみ農協・長野銀行・長野県信用組合・松本信用金庫。
						(3) 収納代理金融機関 現行のとおりとする。	H17	収納代理金融機関は、 長野県労働金庫・松本ハイランド農協・みずほ銀行・りそな銀行・ゆうちょ銀行。
28	1	09	消防・防犯・交通安全関係事務事業の取扱い	H16.11.9	危機管理課	(1) 防災会議 豊科町の例を参考に新市において設置する。	H18	平成18年度に第1回防災会議を実施。 合併以降8回の防災会議を実施。
						(2) 地域防災計画 新市において速やかに策定する。	H18	平成18年度に安曇野市地域防災計画を策定。 策定以降4回の修正を実施。
						(3) 災害対策本部（防災体制） 設置に関し、必要な事項を速やかに策定する。 なお、体制等については、穂高町の例による。	H17	安曇野市地域防災計画地震災害対策編第3章等に設置に必要な事項を記載。
						(4) 出動手当 県内市の平均額を参考に、現在の5町村の合計額を超えない範囲で調整する。	H17	調整済み、松本広域圏内の他団と均整がとれている。火災出動の手当は1,400円（1,588円）、風水害の手当は1,500円（1,570円）（）カッコ内は松本広域平均値。

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）		
			危機管理課	(5) 消防団の主要行事 (1) 役員等任命式及び出初式は、新市の全体行事とする。	H17	調整済みで左記の項目内容に変わり無し。団長1名、副団長4名体制である。平成28年度からは分団長の任期は2年と申しあわせている。		
				(2) ポンプ操法大会、その他の行事は新市の消防団で協議し決定する。	H17	市ポンプ操法大会の他に消防団の全体行事として教育訓練（緊急自動車運転講習会含む）、年末警戒（激励）等を実施。		
				(3) 消防協会行事については、所属の協会に従い行う。	H17	松本消防協会の行事は、ポンプ操法・ラッパ吹奏講習会とポンプ操法・ラッパ吹奏大会。		
				(6) 震災等総合防災訓練 新たな要綱等を作成し、引き続き震災等総合防災訓練を実施する。	H20	平成19年度から市主催の総合防災訓練（平成26年度については市防災訓練）を実施。ただし平成23年度及び平成25年度は悪天候により中止。		
				(7) 災害対応マニュアル 地域防災計画により速やかに作成する。	H20	平成20年度に安曇野市災害応急対策職員行動マニュアルを策定。平成25年度に職員災害時初動対応マニュアルを策定。		
				(8) 災害用備蓄品 新市に引き継ぐとともに、新市で策定する地域防災計画策定後、計画に沿った備蓄をする。	H20	平成25年度に安曇野市における備蓄等の考え方を策定。策定以降2回の修正を実施。この計画に沿って備蓄を実施。		
				(9) 避難施設及び避難場所 当面の間、現施設を継続し、地域防災計画により指定を行うとともに、施設表示・施設案内表示の整備を行う。	H17	平成18年度に避難場所・避難施設として安曇野市地域防災計画上に記載。平成26年度に指定緊急避難場所・指定避難所に名称変更し地域防災計画上に反映。それに伴い平成27年度に施設表示板を変更。		
				(10) 自主防災組織 既存の自主防災組織については、現行のとおりとし、現在組織のない地区にあっては、組織化を推進する。	H17	平成23年度をもって全83区に自主防災組織を結成。結成されている組織は95組織。		
				(11) 自主防災組織防災資機材整備補助金 <b>新規項目</b> 豊科町の例による。	H17	平成17年度より安曇野市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱に基づいた補助事業を実施。平成21年度に補助金交付要綱を改正。		
				危機管理課 監理課	(12) 災害時における協定 関係機関と協議の上、現行のとおり新市に引き継ぐ。	H18	安曇野市建設業組合と協定（平成23年3月23日締結） 安曇野市建設業組合未加入業者6社と協定（平成23年3月30日締結）	
				耕地林務課	(13) 交通災害共済 廃止する。 なお、支給事務については当面継続する。	H17	項目内容のとおり なお、支給事務は18年度で終了。	
地域づくり課	(14) 防犯灯の設置及び修理に対する補助 (1) 設置 自治会組織（区等）又は防犯協会支部等の要望により、新市において計画的に設置する。 設置の際、1基あたり10,000円程度を自治会組織（区等）又は防犯協会支部等の負担とする。 (2) 修理及び維持管理 新市の公費負担とする。	H18	項目内容のとおり なお、分担金の額は、新規に設置した防犯灯1基について8,000円とする。 安曇野市防犯灯分担金徴収条例（平成20年4月1日施行）					
28	1	10	選挙管理関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	選挙管理委員会事務局	(1) 投票所及び開票所 (1) 投票所は当面の間、現行のとおりとし、新市において人口分布及び地域等を考慮し、見直しを図る。	H26	平成27年度末現在の投票所数は75箇所（経過） 平成17年10月23日執行安曇野市長・市議会議員一般選挙から平成26年12月14日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査までは76箇所 平成27年4月12日執行長野県議会議員一般選挙から75箇所
						(2) 期日前・不在者投票の実施場所は5か所（旧町村単位）とする。 また、県の認可を受けた福祉施設等において、引き続き不在者投票を実施する。	H17	平成27年度末現在の期日前投票所は5箇所、不在者投票所は1箇所 県の認可を受けた福祉施設等については、引き続き不在者投票を実施（経過） 平成17年10月23日執行安曇野市長・市議会議員一般選挙では期日前投票所、不在者投票所共に5箇所 平成18年8月6日執行長野県知事選挙から期日前投票所5箇所、不在者投票所1箇所
28	1	10	選挙管理関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	選挙管理委員会事務局	(3) 開票所は新市で1か所とする。 ただし、県議会議員選挙については、選挙区数の動向により、また、新市の議会議員選挙及び農業委員会委員選挙については、選挙区数と同一とすることを基本に、開票所の数を検討する。	H17	平成27年度末現在の開票所数は1箇所（経過） 平成17年10月23日執行安曇野市長選挙では1箇所、市議会議員一般選挙では設置選挙に限り選挙区を設けたことから選挙区ごと5箇所で実施 平成18年8月6日執行長野県知事選挙から1箇所
						(2) 投票管理者及び立会人 (1) 投票所 投票管理者 各1人 投票管理者代理 各1人 投票立会人 各2人	H17	平成27年度末現在の各投票所における投票管理者は1人、投票管理者職務代理は1人、投票立会人は2人（経過） 平成17年10月23日執行安曇野市長・市議会議員一般選挙から現在に至るまで変更なし
						(2) 期日前・不在者投票所 投票管理者 1人 投票管理者代理 1人（非常駐） 投票立会人 2人	H17	平成27年度末現在の各期日前投票所における投票管理者は1人、投票管理者職務代理は1人、投票立会人は2人 各不在者投票所における投票管理者は1人、投票管理者職務代理は1人（非常勤）、投票立会人は2人（経過） 平成17年10月23日執行安曇野市長・市議会議員一般選挙から現在に至るまで変更なし
28	1	12	人権・男女共同参画関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	人権男女共同参画課	(1) 人権同和対策推進体制 新市において基本となる条例等を整備し、推進体制を確立する。 なお、男女共同参画事務事業との調整を図る。	H20	安曇野市差別撤廃人権擁護に関する条例（H17.10.1） 安曇野市差別撤廃人権擁護審議会規則（H17.10.1） 啓発・推進は、男女共同参画推進団体等と其々の事業を連携協力し行っている。

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）
			人権男女共同参画課	(2) 福祉増進施策事業 (1) 部落解放年金については、廃止の方向で検討する。 (2) 墓地新規取得事業補助金については合併時に廃止するが、新市においてその必要性を検討する。	H21	(1) 部落解放年金.....暫定施行条例等廃止（豊科町18年度、堀金村19年度） (2) 墓地新規取得事業補助金.....合併時に廃止（明科町）
				(3) 同和地区住宅改修資金貸付事業 貸付事業は廃止する。	H17	安曇野市同和地区住宅新築資金等貸付金に係る経過措置に関する条例（H17.10.1） 5町村で貸付決定された各資金については、償還が終わるまでの間、合併前の条例の例による。 貸付事業なし（貸付は合併前の平成11年度に実行された県制度の改修資金以後なし）
				(4) 男女共同参画計画 新市において策定する。	H19	安曇野市男女共同参画計画（H20.12） 現在は第2次安曇野市男女共同参画計画（H25～H29）
				(5) 男女共同参画推進条例 新市において制定する。	H20	安曇野市男女共同参画推進条例（H21.1.1）
				(6) 女性団体等連絡協議会 各女性団体の意向を尊重しつつ、対応を進める。	H20	安曇野市男女共同参画連絡協議会規則（H18.8.9） H26.2.21「安曇野市男女共同参画推進会議」と名称変更（5地域の組織を推進会議の支部とし一本化）
28	2			福祉環境に関すること		
28	2	01	住民関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9		
			市民課	(1) 住民票等自動交付機 現行のサービスを維持することを基本に整備する。	H19	合併時は、旧穂高町が平成6年に導入した1台を引き続き穂高（総合）支所に設置 平成19年に豊科・三郷各（総合）支所へ新設し、平成27年に豊科支所設置機を新本庁舎へ移設 三郷支所設置機については、平成27年度末をもって運用終了
				(2) 時間延長事務 現行のサービスを維持することを基本に時間延長事務を行う。	H19	平成27年5月本庁舎開庁時から平成27年12月まで市民課・国保年金課・長寿社会課・福祉課・介護保 険課・子ども支援課・健康推進課の7課が実施 平成28年1月から市民課・国保年金課・長寿社会課・子ども支援課の4課が実施 窓口業務の一部時間延長実施日時：毎月第1、第3火曜日午後5時15分から午後8時まで 休日窓口の一部開庁実施日時：毎月第4日曜日午前8時30分から正午まで
				(3) 出先機関における証明書交付事務 必要な出先機関において、住民票等の証明書交付事務を行う。	H19	合併時は、本庁舎以外の5支所にて交付事務執行、新本庁舎開庁後は、本庁舎、穂高・三郷・堀金・明科各支所にて交付事務執行中
			財産管理課	(4) 総合窓口事務 来庁者の用件に対応できる総合窓口の設置について検討する。	H27	H27.5.7本庁舎開庁により、市民の皆さんが日常的に利用する窓口を1階に集約し、ワンストップサービス(総合窓口)機能を持たせたレイアウトにした。
28	2	02	社会福祉関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9		
			福祉課	(1) 支援費制度 現行のとおりとする。	H17	障害者総合支援法に基づく自立支援給付（介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具・地域生活支援事業）・児童福祉法に基づく障害児通所給付を実施中
				(2) タイムケア事業 豊科町・穂高町・三郷村・堀金村の例による。	H17	在宅の心身障がい児（者）が家庭において家族不在により介護を受けることができず一時的に介護を必要とする場合に、介護者が前もって登録した近隣に在住する知人等又は地域福祉に十分な経験及び実績がある非営利団体等に、委託して一時的に介護してもらう制度。 利用対象者は、市内に住所を有する在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児、重度身体障害者及び精神障害者並びに介護をしている家族。 委託料は、県の地域福祉総合助成金補助事業の対象となるため県の基準に準じて、市が負担。
				(3) 通所・通園助成事業(町村単独) (1) 対象者は、障害児者（3障害）施設に通所している児童の保護者及び者とし、入所者面会時の交通費は対象としない。	H17	対象者は、市内に住所を有し、かつ、児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施している施設に通園等している障がい児の保護者で、補助対象経費は、自家用車で施設への通園等に要した燃料代。
				(2) 算定方法は、豊科町の例による。	H17	「燃料単価（県単価）×通園等の距離（往復）×10分の1×通園等した日数」で算出した額の2分の1を補助。
				(3) 障害者施設については、別途要綱にて定める。	H17	安曇野市通園等補助金交付要綱において、「児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施している施設」と規定。
			福祉課 長寿社会課	(4) 障害者入浴支援事業 (1) 障害者専用温泉浴場運営事業と訪問入浴事業を実施する。	H17	障害者専用温泉運営事業は長寿社会課で実施中。訪問入浴事業は、「安曇野市訪問入浴サービス事業要綱」に基づき実施中。
			福祉課	(2) 対象者は、明科町の例による。	H17	項目内容のとおり
			長寿社会課	(5) 要介護障害者台帳作成 合併後5年以内に、統一した書式で作成する。	H23	法の改正により避難行動要支援者名簿の作成、地域への提供が義務付けとなり実施している。(対象は重度の身体障がい者。知的障がい者、精神障がい者。一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等)
			福祉課	(6) 精神障害者憩いの家事業 新市において実施する。	H17	県補助事業の終了に伴い、平成23年度をもって事業を廃止。
				(7) 障害者介護慰労金 豊科町・穂高町・三郷村・堀金村の例による。	H17	65歳未満で特別障害者手当又は障害児福祉手当の支給を受ける重度の障がい児者のうち、在宅で介護していた期間の通算が180日以上ある場合、年額5万円をその介護する家族に支給。

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）
			福祉課	(8) 重度心身障害児童(者)福祉年金(福祉金) ア 対象者は、穂高町・三郷村・堀金村の例による児童と精神障害者保健福祉手帳1・2級の者とする。  イ 給付額は、豊科町の例による。	H17 H17	20歳以上で精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級の障がい有する者、又は20歳未満で、身体障害者手帳1級から3級の障がい有する者、特別児童扶養手当等の支給程度の障害の状態にある者、療育手帳の交付を受けている者の要件のいづれかに該当する者に支給。  1カ月2,000円として年額最高24,000円を支給。
28	2	02	社会福祉関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9		
			福祉課	(9) 心身障害者扶養共済 受付事務は現行のとおりとするが、掛金への補助は廃止する。  (10) 公共施設等利用助成券補助事業（入浴施設、障害者分） (1) 給付額については、三郷村の例による。  (2) 対象者は、三郷村の例を基本に精神障害者手帳1～3級保持者を含める。母子父子家庭は廃止する。	H17 H17 H17	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度で、県が実施している。市においては、申請の受付、現況確認、減免申請受付、請求手続き、転入転出の手続き事務を行っている。補助は新市発足時に廃止。  対象者に対し、入浴券を年間4枚交付。  対象者は、交付を受ける年度の4月1日(基準日)現在において市内に住所を有する者であって、次に掲げるいずれかに該当する者。ただし、基準日において70歳以上の者にあつては、施設入所又は入院をしていない者。 (1) 身体障害者手帳の交付日が基準日以前で、1級、2級又は3級に該当する者 (2) 療育手帳の交付日が基準日以前である者 (3) 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が基準日以後である者(有効期限が基準日前である者で、手帳の交付手続又は更新手続をしている者を含む。)  母子父子家庭については、平成17年度をもって廃止。
			福祉課	(11) 腎臓透析治療通院交通費助成事業 対象者は、堀金村の例によるものとし、給付内容は、ガソリン単価、距離をもとに算定する。	H17	対象者は、 (1) 市内に住所を有し、かつ、在宅で腎臓機能に障害を有する者 (2) 腎臓透析治療のための通院をしている者 (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者 (4) 市民税所得割非課税者 のいずれにも該当する者及び当該者と生計を一にする者とする。ただし、安曇野市高齢者通院等支援事業、安曇野市寝たきり高齢者通院等支援事業、安曇野市障害者外出支援事業又は安曇野市腎臓透析利用者通院支援事業により助成を受けた者を除く。 給付内容は、「燃料単価(県単価)×通院距離(往復)×10分の1×通院した回数」で算出した額の2分の1を補助する。ただし、1か月当たり5,000円を限度。
				(12) 盲人等電気料金補助事業 廃止する。	H17	新市発足時に廃止
				(13) ろうあ者等通信料補助事業 廃止する。	H17	新市発足時に廃止
				(14) 特定疾患患者見舞金 豊科町・三郷村の例による。	H17	支給対象者は、支給を受けようとする年度の11月1日において市内に引き続き6月以上住所を有し、同日において次のいずれかに該当する者又は当該者を看護する者とする。 (1) 長野県より、特定疾患医療受給者証の交付を受けている者 (2) 長野県より、ウイルス肝炎医療費受給者証の交付を受けている者 (3) 長野県より、小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている者 (4) 長野県より、特定医療費受給者証の交付を受けている者 (5) 長野県より、長野県特定疾病医療費受給者証の交付を受けている者 見舞金の額は1人につき12,000円とし、支給は年1回。
			福祉課 子ども支援課	(15) 母子家庭等児童福祉金支給事業 廃止する。 (16) 母子家庭等家庭協力員派遣事業 現行のとおりとする。 (17) 新生母子父子家庭励励金支給事業 廃止する。 (18) 母子家庭等就職支度金支給事業 廃止する。 (19) 母子寡婦資金及び生活資金利子補給金支給事業 廃止する。	H17 H17 H17 H17 H17	項目内容のとおり 安曇野市母子家庭等日常生活支援事業として実施 項目内容のとおり 項目内容のとおり 項目内容のとおり
			長寿社会課	(20) 民生児童委員協議会 (1) 委員数は、現行のとおりとする。  (2) 民生児童委員協議会は、旧町村単位を基本に組織するとともに、市に連絡協議会を設置する。 (21) 民生児童委員協議会事務 現行のとおりとする。 (22) ボランティア活動補助事業 社会福祉協議会で実施し、補助内容等については、活動内容等を勘案して調整する。	H17 H17 H17 H17	豊科62名、穂高63名、三郷38名、堀金22名、明科31名 計216人(すり合わせ時より2名増) 各地域ごとに地区民生児童委員協議会を設置し、全体を統括する組織として市民生児童委員協議会を設置。 事務を本庁長寿社会課に集約し実施している。支所は委員からの文書受付や相談窓口となっている。 市ボランティア連絡協議会及び各地域の支部へ、754,000円を補助している。事務局は市社会福祉協議会が担っている。
			福祉課	(23) 社会参加促進事業 社会福祉協議会で実施する。	H17	「ふれあいバスの旅」を社会福祉協議会において実施しており、事業に対して市より補助金を交付。

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）		
			長寿社会課	(24) 結婚相談事業 社会福祉協議会で実施する。	H17	項目内容のとおり実施し、平成26年度から安曇野市商工会に事業を委託。		
				(25) 行路困窮者措置費法外援助（行旅人・行旅死亡人） 交通費の支給は行わない。	H17	項目内容のとおり		
				(26) 福祉事務所 社会福祉法に基づき、設置する。	H17	福祉部内に福祉事務所を設置。		
			福祉課	(27) 生活保護に関すること 生活保護法に基づき、福祉事務所において実施する。	H17	安曇野市発足と同時に福祉事務所を設置し、実施。		
				(28) 社会就労センター設置運営事業 (1) 現況の施設について継続運営する。	H17	豊科、穂高、三郷、明科それぞれ継続して運営。		
				(2) 家庭授産は廃止、施設授産のみ存続とする。	H17	施設授産を行っている。		
				(3) 新市において施設の充実を検討する。	H17	一施設は建替済。その他必要に応じ修繕を実施。		
				(29) 社会就労センター工賃 (1) 口座振替とし、支払日は統一する。 (2) 工賃等に関する詳細は、新市において別途定める。	H17 H17	口座振替とし、市の支払日に統一。 市内4施設について、調整中。		
			長寿社会課	(30) 地域福祉権利擁護事業 <b>新規項目</b> 社会福祉協議会への補助金は廃止する。	H17	制度の変更により、社協が実施している日常生活自立支援事業への補助を実施。		
			福祉課 長寿社会課	(31) 助成金に関すること <b>新規項目</b> 事業内容により調整し、団体へ直接交付する。	H17	社会福祉協議会を通じて補助金を交付していた「知的障害者育成会」については、現在市から直接「手をつなぐ育成会」に補助金を交付。		
			長寿社会課	(32) 災害救助費 <b>新規項目</b> 豊科町・穂高町の例による。	H17	国の「災害弔慰金の支給等に関する法律」に準拠して実施している。また、市独自の事業として、火災で死亡した市民の遺族に1人10万円の弔慰金、居宅が70%以上消失した場合5万円、20%以上70%未満消失した場合3万円の見舞金を支給。		
			福祉課	(33) 精神障害者小規模訓練施設事業 <b>新規項目</b> 豊科町において現行のとおり実施するが、対象は新市全域に拡大する。	H17	平成19年度に安曇野市ひめこぶしの家が竣工となり、対象者は全域に拡大されている。精神障害者小規模訓練施設事業はそれに伴い廃止。		
(34) 重度心身障害者外出支援事業 <b>新規項目</b> (1) 対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者手帳1・2級保持者	H18	重度心身障害者外出支援事業の対象者は、市内に住所を有する在宅の者で、次のいずれかに該当する者のうち、タクシーによる移送を必要とする者とする。ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けた者、安曇野市寝たきり高齢者等外出支援事業、又は安曇野市腎臓透析治療通院交通費補助事業による助成を受けた者を除く。 (1) 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級の者 (2) 療育手帳の交付を受け、障害の程度がA1又はA2の者 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の者 (4) 障害の程度が、(1)から(3)までに相当すると市長が認めた者						
28	2	02	社会福祉関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	福祉課	(2) 給付内容 <b>新規項目</b> 1年間に640円券×24枚を基本とする。 1回の乗車につき1枚の利用とする。	H18	1年間に500円券×30枚（15,000円分）を給付。 1回の乗車の利用枚数の制限なし。
						(3) その他 <b>新規項目</b> ストレッチャー車などによる移送については、現在のとおり明科町の例により実施する。ただし、実施主体については、社会福祉協議会等と調整する。また、NPOなどによる福祉移送サービスの推進やボランティアの育成も検討する。給付内容については、合併後、路線バス、循環バスなどの状況に応じて見直しを行う。	H17	実施主体については、車いす移送車両の貸出を社会福祉協議会で実施している。給付内容については、前行のとおり見直しを実施。
28	2	03	高齢福祉・介護保険関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	介護保険課	(1) 介護用品支給事業 豊科町の例による。	H17	介護度4・5の高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯に対して、月5,000円の介護用品購入助成券で年間最大60,000円の助成を行う。
						(2) 介護用品助成事業(単独事業) 新市において実施するが、給付金額等については調整する。	H18	介護度3以上の高齢者を在宅で介護する者に対して月1,000円の介護用品購入助成券で年間最大12,000円の助成を行う。但し介護度4・5の非課税世帯は除く。
					長寿社会課	(3) 福祉用具貸与事業 廃止する。	H17	廃止したため現在、事業は実施していない。
						(4) 軽度生活援助事業 (1) 対象者は、65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯とする。	H17	軽度生活援助事業 (1) 対象者は、65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯。
						(2) 委託内容は、除雪・家周りの手入れ・ゴミだし・家屋の軽微な修繕程度とする。	H17	(2) 委託内容は、ごみ出し・家周りの手入れ・除雪・家屋の軽微な修繕・暖房機器の給油
						(3) 利用料は、基本的に委託料の1割とする。 なお、最低額は1回又は1時間当り200円とする。	H17	(3) 利用料は、ごみ出し・暖房機器の給油：1回100円(30分まで)、家周りの手入れ・家屋の軽微な修繕1回200円(1時間まで)、除雪：1回500円(1時間まで)
介護保険課	(5) 配食サービス事業 当面の間、現行のとおりとし、合併後に委託先、内容等について調整する。	H24	3事業所と委託契約を締結。 利用料：週5食まで 400円/弁当1食 350円/おかずのみ1食					
介護保険課	(6) 生きがい活動支援通所事業 (1) 対象者は、60歳以上の独り暮らしの高齢者、日中独りになり、外出する機会が少ない高齢者等とする。	H17	国の介護保険制度改正により、本事業の補助金が廃止され、地域支援事業の介護予防事業が創設された。市では平成24年3月を以って事業を終了し、対象者の状況に応じて介護予防事業等へ参加いただいている。 (1)介護予防事業の対象者は65歳以上の市民					

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）		
28	2	03	高齢福祉・介護保険関係事務事業 の取扱いについて	H16.11.9	介護保険課	(2) 1人につき、旧町村単位で週1回程度実施する。	H17	(2)介護予防事業の介護予防教室は概ね1回/週で教室の期間は3カ月程度
						(3) 利用料は、統一する。	H18	(3)介護予防事業では利用料は徴収していない
					長寿社会課	(7) 生活管理指導員派遣事業 豊科町の例による。	H17	支援、指導が必要な65歳以上の高齢者にヘルパーを派遣。 利用料：週1回を限度とし1回200円 要介護認定者を除く
						(8) 生活管理指導短期宿泊事業 豊科町・穂高町の例による。 なお、支払額、利用料について調整する。	H18	実施施設：養護老人ホーム安曇寮、養護老人ホーム温心寮 施設への支払額：3100円/日 利用料380円/日
						(9) 家庭介護慰労金支給事業 年額50,000円とする。	H17	対象者は次の条件すべて該当する方を、基準日前の1年間、180日以上自宅で介護されていた方 ・基準日現在、市内の住所を有している ・65歳以上である ・基準日前の1年間、継続して要介護3以上である 【基準日は毎年9月1日】 年額50,000円とする
						(10) 高齢者祝金品支給事業 88歳の方に5,000円相当、100歳の方に10,000円相当、新市最高齢の男女双方に20,000円相当の品物を贈るものとする。	H17	9月1日現在住所を有する方に対して 88歳の方に5,000円相当、100歳の方に10,000円相当、市内最高齢者男女に20,000円相当の祝品を贈呈
						(11) 高齢者特別給付金支給事業 穂高町の例による。	H17	廃止したため現在、事業は実施していない。
						(12) 在宅福祉関係診断書費用補助事業 廃止する。	H17	廃止したため現在、事業は実施していない。
						(13) 公共施設等利用助成券補助事業(入浴施設) 三郷村の例を基本に実施する。	H18	70歳以上の住民に1年間に4枚の無料入浴券を配布している。 実施施設：ピレッジ安曇野、湯多里山の神、しゃくなげ荘、穂高温泉健康館、ファインビュー室山、ほりでーゆ～四季の郷、長峰荘
						(14) 福祉センター管理運営 (1) 地域における福祉活動の拠点として、市民に対する福祉サービスを総合的に行えるよう調整する。	H18	安曇野市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っている。
						(2) 管理運営については、現行のとおりとし、入浴料については、無料とするよう調整する。	H18	豊科以外の4地域の老人福祉センターは入浴料金が無料。 安曇野市社会福祉協議会が所有する豊科老人福祉センターは入浴料金：1回100円（月1,000円）
						(15) 高齢者等施設管理運営 新市に引き継ぐ。	H17	安曇野市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営。
					(16) 老人保健センター管理運営 新市に引き継ぐ。	H17	安曇野シルバー人材センターが指定管理者として管理運営。	
					(17) 心配ごと相談事業 現行のとおりとする。	H17	5地域の社協各支所で月2回ずつ実施している。また月1回無料法律相談を実施している。	
					介護保険課 (長寿社会課)	(18) 地域ケア会議 穂高町の例により実施し、委員は15人程度とする。	H17	介護保険法に基づき、市が主催する「地域包括ケア推進会議(委員数：25名)」、地域包括支援センターが主催する「地域ケア個別会議」等を中心に「安曇野市地域ケア会議体制」により実施。 また、地域ケア会議で協議されていた養護老人ホームの入所判定については、平成17年10月に「養護老人ホーム入所判定委員会」を設置し実施。
					長寿社会課	(19) 訪問理美容サービス事業 豊科町・堀金村の例により実施し、助成額の支給方法は、統一する。	H18	65歳以上で要介護3以上 身体障害者手帳1級2級 療育手帳A1A2のいずれかの要件に該当する住民に対し自宅で理美容を行った費用の一部を助成。 助成額：2,000円
						(20) 安心コール事業 社会福祉協議会において実施する。	H17	社会福祉協議会において実施中。
						(21) 地域住民グループ支援事業 新市において実施する。	H17	現在2団体が対象団体であり、補助金を支給。
					介護保険課	(22) 家族介護慰労事業 三郷村の例による。	H17	介護保険法の地域支援事業（任意事業）の「介護慰労金事業」により実施。
長寿社会課	(23) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 当面の間、旧町村単位で継続するが、合併後速やかに「高齢者の生きがいと健康づくり推進会議」を設置し、事業内容について調整する。	H18	事業内容については、調整済。 助成内容は、1事業につき定額20,000円+70歳以上の参加者1名につき500円。（但し事業費総額を限度額とする。）					
	(24) 緊急通報体制等整備事業 現行サービスを維持することを基本に、対象者、内容等について新市で調整する。	H18	安否確認センサー機能付き緊急通報機器を設置し緊急時の連絡体制を図る 対象者は次のいずれに該当する人のみで構成する世帯 65歳以上 身体障害者手帳1級2級交付者 療育手帳交付者 精神保健福祉手帳交付者 利用料：500円(月額)					
介護保険課	(25) 家族介護教室 新市において実施する。	H17	家族介護者や市民を対象とした介護や介護予防に関する講座を開催。					
長寿社会課	(26) 徘徊高齢者家族支援サービス 三郷村の例による。	H17	徘徊行動のある要介護1以上の65歳以上の高齢者を介護している人に対し以下の内容を補助。 新規機器の購入費について5,000円を上限に補助。 探索費用が発生した場合1月あたり5,000円を上限に補助。					

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）			
			介護保険課	(27) 成年後見制度利用支援事業（補助・単独事業） (1) 三郷村の例を基本に調整する。	H18	介護保険法の地域支援事業（任意事業）の「成年後見制度利用支援事業」として実施。			
				(2) 対象者は、補助事業では重度痴呆性高齢者・知的障害者とし、単独事業分はその他（精神障害者等）の者とする。	H17	認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者で、成年後見人等による支援が必要と認められ、かつ、申立てをする意思のある親族がいないなどの要件に該当するとき、市長が申立てを行う。また、対象者が要綱に規定する要件に該当するとき、申立て費用の負担、成年後見人等の報酬の扶助をする。			
				(28) 家族介護者ヘルパー受講支援事業 三郷村の例による。	H17	社会福祉協議会において介護職員初任者研修を実施している。市としては事業の対象者もないことから、実施しないことになった。			
				(29) 在宅介護支援センター 基幹型在宅介護支援センターを1か所設置し、中学校の通学区を単位として地域型在宅介護支援センターを7か所設置する。	H17	平成18年度介護保険法改正により、相談援助を強化した地域包括支援センターへ集約され、市内3か所の「地域包括支援センター」が業務を実施。			
			長寿社会課	(30) 老人クラブ活動等事業 県の補助金交付基準に準じて調整し、その他特別事業等については、事業の実績により補助金を交付する。	H18	県の補助金交付基準に準じて調整し、その他特別事業等については、事業の実績により補助金を交付する。			
				(31) 老人日常生活用具給付等事業 廃止する。	H17	廃止したため現在、事業は実施していない。			
				(32) 高齢者にやさしい住宅改良促進事業 豊科町・三郷村・堀金村・明科町の例による。	H17	対象工事の9割（補助限度額63万円）の補助金を支給。（所得要件あり）			
			介護保険課	(33) 家族介護交流事業 事業内容等の調整も含め、公費負担は1人当たり10,000円程度とするよう調整する。	H18	在宅において重度の要介護者を介護している方を対象として、1泊2日又は日帰りで介護者相互の交流の機会を提供するとともに、心身のリフレッシュを図る。対象者1人に対して年間1万円を限度とし、委託して実施。			
				(34) 住宅改修指導事業 穂高町の例による。	H17	介護保険の住宅改修を利用する方の改修に係る相談等に応じる。委託により実施。			
				(35) 高齢者実態把握事業 穂高町の例による。	H17	地域包括支援センターにより、地域の高齢者の実態把握を実施。			
				(36) 介護予防プラン作成事業 穂高町の例による。	H17	介護保険法に基づき、市内3か所の「地域包括支援センター」が、指定介護予防支援事業として業務を実施。			
				(37) 介護保険事業者連絡会 穂高町の例による。	H18	地域包括支援センターの業務の中で、関係機関との連携体制構築や介護支援専門員への支援・地域ケア会議等が位置づけられており、それに基づき実施。			
			長寿社会課	(38) 高齢者外出支援サービス事業 <b>新規項目</b> (1) 対象者 75歳以上の高齢者及び介護保険認定者（在宅）であって、医療機関へ通院するに当たりタクシーなどによる移送を必要とする者	H17	65歳以上で要介護3～5の認定を受けている高齢者に通院や福祉施設への送迎をする際に利用できるタクシー券を交付。			
				(2) 給付内容 1年間に640円券×24枚を基本とする。 1回の乗車につき1枚の利用とする。	H17	支援内容：500円分の利用券を年間最大30枚交付。1回の乗車について複数枚の利用。			
				(3) その他 ストレッチャー車などによる移送については、現行のとおり明科町の例により実施する。	H17	車いす、ストレッチャーを移動手段とする高齢者および身体障害者手帳1級、2級を持っている住民が通院や福祉施設への送迎をする際に利用料金の一部を助成。との併用は不可			
				給付内容については、合併後、路線バスや循環バスなどの状況に応じて見直しを行う。	H18	支援内容：一か月5,000円を限度に利用料金の半額を補助。			
				(39) 福祉バス <b>新規項目</b> 当面の間、現行のとおり実施する。 なお、新市において、高齢者など交通弱者のための交通手段について、路線バスや循環バスなどを含めて検討する。	H22	デマンド交通「あづみん」の他に福祉センター、穂高老人保健センター行きの福祉バスを下記により運行。 福祉センター行き：穂高地域8日/月 三郷地域6日/月 堀金地域6日/月 穂高老人保健センター行き：穂高地域8日/月 三郷地域2日/月 使用車両：乗車人数に応じて、バスの他ジャンボタクシー、普通タクシー車両を使用 *豊科、明科地域については、利用者がいなかったため平成23年度の施行運行のみで終了。			
			28 2 04	国保・年金関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	国保年金課	(1) 健康診断助成事業 新市において、循環器検診、胃検診、大腸検診（容器代は自己負担額に含む）、婦人科検診（子宮がん検診）、乳房検診を受けた国民健康保険の被保険者に対し、自己負担額が500円を超える部分について助成する。	H17	H26年度個人負担金の統一を図ったことにより、当事業の助成は廃止とした。
						長寿社会課	(2) 乳幼児医療費助成事業 豊科町・穂高町・三郷村・堀金村の例による。	H17	安曇野市福祉医療費給付金支給事業 対象者区分：乳幼児等（出生日～15歳到達時以後の最初の3月31日までの児童） 平成22年3月29日に15歳到達時以後の最初の3月31日までに改正となる 県制度：就学前（入院、外来）、小1～中3（入院のみ）。所得制限なし 市単：中学3年まで（入院、通院）。所得制限なし 給付対象：自己負担相当額。食事療養費は対象外。
							(3) 母子家庭等医療費助成事業 現行のとおりとする。	H17	安曇野市福祉医療費給付金支給事業 対象者区分：母子家庭等 ・母子家庭の母（18歳未満の子、又は18歳以上20歳未満で在学、在校中の子を扶養している人） ・母子家庭の子（18歳未満の子、又は18歳以上20歳未満で在学、在校中の子） ・父母のいない児童など（18歳未満の子、又は18歳以上20歳未満で在学、在校中の子） 県制度：児童扶養手当に準拠 市単：所得制限なし 給付対象：自己負担相当額。食事療養費は対象外。



# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）							
28	2	04	国保・年金関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	長寿社会課	(4) 父子家庭医療費助成事業 現行のとおりとする。	H17	安曇野市福祉医療費給付金支給事業 対象者区分：父子家庭 ・父子家庭の父（18歳未満の子、又は18歳以上20歳未満で在学、在校中の子を扶養している人） ・父子家庭の子（18歳未満の子、又は18歳以上20歳未満で在学、在校中の子） 県制度：児童扶養手当に準拠 市単：所得制限なし 給付対象：自己負担相当額。食事療養費は対象外。					
						(5) 老人医療費助成事業 豊科町・穂高町・三郷村・堀金村の例による。	H17	医療費制度の改正により、障害者（65歳以上で一定以上の障害がある方（国民年金法施行令別表該当1、2級の方））に支給することになった。 県制度：特別障害者手当に準拠。市単：所得制限なし					
						(6) 重度心身障害者（児）医療費助成事業 豊科町・穂高町・三郷村・堀金村の例による。	H17	安曇野市福祉医療費給付金支給事業 対象者区分：障害者 ・身障手帳1～3級 県制度：1、2級 特別障害者手当に準拠、3級 所得税非課税者 ・療育手帳A1・A2・B1・B2 県制度：A1・A2・B1 特別障害者手当に準拠。 市単：療育手帳B2 所得制限なし ・精神障害者手帳1級（通院のみ）県制度：特別障害者手当に準拠、市単：所得制限なし ・精神障害者手帳2級（自立支援法で定める精神通院医療に係る療養の給付のみ対象） 県制度：所得税非課税者。市単：所得制限なし ・平成27年4月～県制度では、18歳到達以降最初の3月31日までは所得制限廃止（障害全て）					
						(7) 高額療養費貸付制度 (1) 対象者は、高額療養費が発生する国保被保険者が属する世帯の世帯主とする。	H17	安曇野市国民健康保険高額療養費資金貸付規則により実施。					
						(2) 貸付額は、高額療養費支給見込額の80/100に相当する額（1,000円未満切捨て）とする。	H17	項目内容のとおり					
						(8) 国保運営協議会 委員数・委員構成は、次のとおりとする。 (1) 被保険者代表 旧町村各1人 (2) 保険医、保険薬剤師代表 5人 (3) 公益代表 旧町村各1人 (4) 被用者保険代表 1人	H17	項目内容のとおりの委員構成であるが、被保険者代表委員は平成25年10月改選時より市内全域から5名の選出と改めた。また、公益代表委員は、平成27年10月改選時より市内全域から5名の選出と改めた。					
					28	2	05	生活環境関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	環境課	(1) 環境基本条例 豊科町の例により、合併後1年以内に制定する。	H17	H17.10.1 環境基本条例制定済 ・豊科町の例により、合併時に条例制定 ・環境審議会構成等についてもこの条例で定める
											(2) 環境基本計画 環境基本条例制定後に策定する。	H19	H19年度末 環境基本計画策定済 ・H18～H19 環境基本計画策定委員会(32名)を組織し、約2年間をかけて検討 ・H19.3計画策定（計画期間H20-H29） ・H24 中間となる5年目に施策の達成状況確認と計画改定を実施
											(3) 環境審議会 新市の環境基本条例に基づき、速やかに設置する。	H17	H18.2.18 環境審議会設置済 ・環境基本条例に基づき設置（委員数20名以内、任期2年（現在5期目）） ・所掌事務：環境基本計画策定及び変更に関すること 環境の保全に関し市長に意見を述べること
										廃棄物対策課	(4) ごみ処理（リサイクルを除く） (1) 収集エリア・収集地区は、当面の間、現行のとおりとする。	H17	市内を8箇所（豊科A・豊科B・穂高A・穂高B・三郷・堀金・明科A・明科B）に分け、各地区「家庭ごみ・資源物収集カレンダー」に定められた日程（原則として曜日毎）に沿って、可燃ごみ・不燃ごみを収集。
(2) ごみ集積所は、設置数が他町村より少ない堀金村については速やかに調整する。	H18	ごみ指定集積所数は、豊科238、穂高289、三郷142、堀金36、明科107、合計812となっていて、バランスから見ると堀金地区が少ないが、指定集積所には用地確保の問題や利用人数など安定的な維持管理を行なうための設置要件等があり、一概に多くは調整できない。また、現行の集積所設置数において、特段の不具合はなし。											
(3) 可燃ごみの収集は週2回とする。	H18	各地区（8箇所に区分け）とともに、「家庭ごみ・資源物収集カレンダー」に定められた日程（原則として曜日毎）に沿って、週2回、可燃ごみを収集。											
(4) 不燃ごみの収集は月1回とし処理方法も統一する。	H19	各地区（8箇所に区分け）とともに、品目毎（缶・びん・金物類・ガラス・陶器・灰）に統一され、「家庭ごみ・資源物収集カレンダー」に定められた日程に沿って、月1回の不燃ごみを収集。											
(5) 粗大ごみは現行の品目とし、扱いについては合併後速やかに統一する。	H18	粗大ごみは収集の対象とせず、有料で業者対応としている。リサイクルセンターで定期の業者回収を設けている他、三郷・堀金地域では年2回程度、業者が回収。											
(6) 灰は、粗大ごみ扱いに移行する方向で調整する。	H18	項目内容のとおり調整したが、平成24年度から三郷最終処分場において全市分の「ガラス・陶器・灰」の受入れ埋立てが可能になったため、不燃ごみとして回収。											
(5) 最終処分場管理 新市に引き継ぎ、地元と協議のうえ将来構想を検討する。	H21	三郷一般廃棄物最終処分場（協定期限、平成28年9月30日）、小岩岳不燃物最終処分場（協定期限、平成30年3月31日）ともに、安定的に管理運営している。											
(6) 資源物の収集 (1) 収集エリア・収集地区は当面の間、現行のとおりとする。	H18	各地区（8箇所に区分け）とともに、「家庭ごみ・資源物収集カレンダー」に定められた日程に沿って資源物を回収。											
(2) 収集箇所は当面の間、現行のとおりとする。	H18	資源物の指定集積所数は、豊科136、穂高42、三郷142、堀金30、明科38、合計388。											

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）			
			廃棄物対策課	(3) 資源物の収集品目は豊科町の例による。	H19	資源物の収集は、旧豊科町の例により収集。			
				(4) プラスチック製容器包装の収集頻度は週1回とし、その他については早期に統一する。	H19	週1回のプラスチック製容器包装の収集を行なっている。他の品目についても、収集回数等は統一。			
				(7) リサイクルセンター・ストックヤード リサイクルセンターは、運営方法を調整し新市に引き継ぐ。 ストックヤードは、処理内容も含め再検討し新市の施設として位置付ける。	H18	項目内容のとおり調整した。利用者の拡大を受け、開場日を増やすなどの対応を行っている。			
				(8) 生ゴミ処理機の購入に対する補助金 豊科町の例による。	H17	生ゴミ処理機等購入補助金を全市で受け付けている。一般家庭から出る生ゴミを排出者自ら堆肥化できる生ゴミ処理機等に関して、処理量5kg未満/日・・・購入費の1/2（限度額30,000円）、処理量5kg以上/日・・・購入費の1/2（限度額100,000円）、ボカシ容器及びコンポスター・・・購入費の2/3（限度額3,000円）、剪定木等粉碎機・・・購入費の1/2（限度額10,000円）を補助。（補助条件あり）			
				(9) 家庭雑排水処理（汲取り料金） 豊科町の例による。	H18	一般廃棄物処理手数料として、「生活雑排水汚水・汚泥の汲み取り料金」については、「安曇野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に定めるとおりの料金として全市で統一。			
				(10) 家庭雑排水処理（汲取り料金助成） 豊科町の例による。 なお、下水道供用開始地域においては、供用開始後1年を経過した場合は助成を行わないものとする。	H18	上記の汲み取り料金については、下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に規定する処理区域内において、同項の規定により下水の処理をすべき日として公示された日から3年を経過した区域内にあっては、助成を行わない。			
				(11) 家庭雑排水処理（最終処理） 豊科町・三郷村・堀金村・明科町の処理料金は統一する。 穂高町の処理場は、合併後廃止する方向で検討する。	H18	料金は全市で統一されている。旧穂高町の処理場は、専ら穂高地域の雑排水を受け入れてきたが、(株)湯浅産業の撤退（H28.3.31）に伴い、全市分の受入れを行なっていく。なお、穂高雑排水処理場は、平成21年2月から浄化処理を中止し、流域下水道へ希釈放流する方式に変更。			
				(12) せん定木等粉碎機補助 穂高町の例による。	H18	生ゴミ処理機等購入補助金に包括。			
			廃棄物対策課	(13) せん定木等破碎処理 <b>新規項目</b> 破碎機は新市に引き継ぎ、運用方法及び受益者負担については合併後に調整する。	H18	緑のリサイクル事業として、4月～11月の間、「家庭用資源物・ごみの出し方の手引き」の11Pに記載されたとおり（場所6箇所、毎週土・日曜日または隔週で実施する箇所もあり）、無料で実施。			
			環境課	(14) 霊園管理 (1) 清掃料は聖地1㎡当たり年額500円とし、聖地内の清掃も行うものとする。	H18	H18年度から清掃料を聖地1㎡当たり年額500円に統一済			
				(2) 碑石建立事務手数料は無料とする。	H17	H17.10.1から碑石建立事務手数料無料化済			
				(3) 許可証書換・再交付手数料は1件200円とする。	H19	H17.10.1から許可証書換・再交付手数料は1件300円 ・合併協検討時は200円としたが、運用にあたり再調査したところ下記のとおりであったので、300円。 ・市手数料条例による類似項目（税、住基、農地法、印鑑、身分証明等）の手数料は、300円となっており200円という金額は存在しない ・周辺市を調査したところ、300円としているところが多かった			
			下水道課	(15) 合併浄化槽設置補助 合併後5年以内を目的に補助対象区域を明確に区分し、補助額を統一する。	H18	標準設置費用（5人槽：888,000円、7人槽：1,026,000円、10人槽：1,296,000円） 補助金額は標準設置費用から各地域毎の下水道受益者負担金の均等割り額を減じた額、穂高・堀金は豪雪割増あり 補助金額 豊科：5人槽612,000円、7人槽750,000円、1,020,000円 穂高：5人槽468,000円、7人槽606,000円、876,000円 三郷：5人槽488,000円、7人槽626,000円、896,000円 堀金：5人槽428,000円、7人槽566,000円、836,000円 明科：5人槽538,000円、7人槽676,000円、946,000円 平成28年度から補助金事務は市民生活部環境課に所管換え			
			28 2 05	生活環境関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	下水道課	(16) 簡易浄化槽設置補助（支給） 廃止する。	H17	廃止で調整済
						廃棄物対策課	(17) 直営浄化施設管理 当面の間、現行のとおりとするが、柏原団地の建替え時に廃止する方向で検討する。	H17	廃止の方向で検討しているが、柏原団地の建て替え方針が定まらないため現行のまま維持、管理している。老朽化が激しく大規模修繕などの設備投資もできないことから、早急の方針決定対応が望まれる。
(18) ごみ集積所・資源ステーションの設置補助堀金村の例を基本に、新設、建替え及び修繕に要する費用の1/2を補助する。 補助限度額は100,000円とする。	H18	項目の内容で調整した。							
(19) 資源物回収補助 廃止する。	H17	廃止したため、現在は実施していない。							
環境課	(20) ダイオキシン対策 当面の間、豊科エリアの調査を継続し、新市において事業体制を整備する。	H17				H18年度から調査箇所見直済 ・見直しにより市内6カ所で毎年、測定実施中			
廃棄物対策課	(21) 区環境活動及び補助 (1) 豊科町・穂高町は、区環境部制度に統一する。三郷村・堀金村・明科町については、合併後5年以内を目的に環境部制度に統一するよう自治会組織と協議する。	H18	全市（83区+2団体）において、環境部の組織化が達成され、環境活動交付金を交付している。このことにより、指定集積所の適正維持の継続及び安定的な管理運営が確保されている。また、地域の環境美化及び廃棄物対策並びに資源循環の適正化推進を支援し、もって自然環境を守り、循環型社会の構築を推進するため、市民協働により各種事業が進められている。						

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）	
			廃棄物対策課	(2) 補助金額については、自治会組織への助成内容と整合を図る。	H18	人口による事業内容の地域間格差を是正したいため、地域活動と交付金の平準化を図ってきた。環境部長会議では事業推進の説明の他、環境活動交付金の使途のあり方についての説明もなってきた。 算出根拠 【環境部活動交付金】（環境部の構成世帯数×250円+50,000円）+【指定集積所管理交付金】（指定集積所利用世帯数×150円）=【環境活動交付金】	
			環境課	(22) 太陽光発電システム設置補助 豊科町・穂高町・三郷村の例による。	H18	H18.4.1から全地域を補助対象とした ・H18.4から、従来の補助単価を適用（1KW当50千円 補助限度額200千円） ・その後、システム設置に係る低価格化、国補助制度創設、買電価格の上昇等を受け補助単価変更 ・H22.4～ 補助単価1KW当40千円 補助限度額160千円 ・H23.4～ 補助単価1KW当30千円 補助限度額120千円	
				(23) 住宅用雨水貯留施設設置補助 <b>新規項目</b> 豊科町の例による。	H17	H18.4.1から全地域を補助対象とし、従来の補助単価を適用。現時点でも同様。 ・設置費用の1/2補助、補助限度額はタンク容量100～500ℓ未満は25千円、500ℓ以上及び合併浄化槽転用のものは50千円	
			廃棄物対策課	(24) 廃食用油石鹸化事業 豊科町の機械を有効活用し、運営の新たな担い手を育成して稼働率の向上を図る。	H19	「安曇野市消費者の会」に事業運営を委託し、廃食用油の回収と加工した石鹸との交換、市民の皆さまへの頒布を行なっている。豊科まちづくり会館を活動拠点とし、H26年度には、廃食用油1,590ℓを使用し、2,540kgの石鹸を製造、455kgの廃食用油と交換し、1,612kgの石鹸を販売した。H27年度には石鹸加工破砕機を新規購入。	
			廃棄物対策課	(25) 不法投棄対策 内容を統一して実施する。 なお、ボランティア活動に対する支援は、継続する。	H18	不法投棄防止と投棄物の早期発見のため、14人の不法投棄監視連絡員を委嘱し、常習箇所を中心とした定期パトロールを行なっている。H26年度は、延べ615日のパトロールを行ない、6.19tの投棄物を回収。	
			廃棄物対策課	(26) 一斉清掃 年2回実施する。	H20	市内一斉清掃を年2回（原則として前期5月末・後期11月初）実施している。H26年度は、延べ204団体、36,248人が参加し、可燃ごみ約7,500kg、不燃ごみ約4,400kgを回収。	
			環境課	(27) 環境基本計画推進 環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定時に合わせ推進組織を設置する。	H20	H20.8.4 環境基本計画推進会議設置済 ・設置要綱に基づき設置（委員数20名以内、任期2年（現在4期目）） ・所掌事務： 環境保全事業の企画及び実施に関すること 環境保全取り組み状況の点検評価及び年次報告書作成に関すること	
28	2	06	保健関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	(1) 救急医療体制 医師会と連携を図り、救急医療体制を確保する。	H19	項目内容のとおり2次医療体制整備を図るとともに、平成19年度からは夜間の初期医療に対応する夜間急病センターを開設。
					(2) 保健指導員会 新市の保健指導員会を100人から120人程度で組織する。	H18	健康づくり推進委員会と名称変更し、90人の組織
					(3) 精神障害者デイケア 豊科町・明科町において現行のとおり実施するが、対象は新市全域に拡大する。	H18	他の社会復帰施設や医療機関でのデイケアの増加もあり、平成26年度から障害者サービス事業に移行。
					(4) 基本健康診査 対象者、方法等について、関係機関と調整のうえ実施する。	H18	平成20年度からの法の改正により35歳以上国保・後期高齢者医療加入者に対して実施。
			健康推進課	(5) 基本健康診査個人負担金 調整案変更 ア 一般 1,500円 イ 国保加入者 500円 ウ 70歳以上 500円	H18	平成21年度から資格に関係なく全受診者1,000円の個人負担。	
					(6) 30歳・35歳健康スクリーニング 基本健康診査の対象者に含める方向で調整する。	H18	平成27年度から若年者健診（20～39歳）に含めて実施。
					(7) 施設検診 合併時まで、関係機関と実施について協議する。	H18	平成20年度からの法の改正により安曇野市医師会と協議し、実施。
					(8) 施設検診個人負担金 関係機関との施設検診の実施に係る協議結果を踏まえ調整する。	H18	平成21年度から全受診者1,000円の個人負担。
					(9) 肝炎ウイルス検診 対象者、方法等を関係機関と調整のうえ実施する。	H18	国の基準どおり今年度において40～70歳の5歳刻みの年齢に達する人に対し集団検診で実施。
					(10) 肝炎ウイルス検診個人負担金 無料とする。	H18	無料。
					(11) 胃検診 現行のとおりとする。	H18	平成18年度から35歳以上を対象とし、各センターでの集団検診で実施。内容は胃レントゲン撮影。
			健康推進課	(12) 胃検診個人負担金 (1) 一般 1,000円 (2) 国保加入者 500円 (3) 70歳以上 500円	H18	平成26年度から資格に関係なく全受診者500円の個人負担。	
28	2	06	保健関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	(13) 胃管理検診 廃止する。	H18	平成18年度から廃止。
			健康推進課	(14) 大腸検診 三郷村の例を基本に実施する。	H18	平成18年度から35歳以上を対象とし、各保健センターでの集団検診で実施。内容は便潜血反応検査。	
					(15) 大腸検診個人負担金 (1) 一般 500円 (2) 国保加入者 200円 (3) 70歳以上 200円	H18	平成19年度から資格に関係なく全受診者500円の個人負担。
					(16) 大腸検診容器販売 豊科町の例による。	H18	販売は行わず、無料配布。

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）		
			健康推進課	(17) 子宮がん検診（集団検診） 明科町の例による。	H18	平成22年度から集団検診は廃止し、すべて医療機関での施設検診。		
				(18) 子宮がん検診個人負担金（集団検診） 全受診者500円とする。	H18	集団検診は廃止し、すべて医療機関での施設検診としたため1,000円。		
				(19) 子宮がん検診（施設検診） 合併時まで、関係機関と実施について協議する。	H18	平成22年度から安曇野市内婦人科医療機関と協議し、すべて施設検診。		
				(20) 子宮がん検診個人負担金（施設検診） 関係機関との施設検診の実施に係る協議結果を踏まえ調整する。	H18	平成22年度から全受診者1,000円の個人負担。		
				(21) 乳房検診 調整案変更 (1) 対象者 特に30歳以上とし、マンモグラフィは40歳以上の隔年とする。	H18	平成18年度から乳房超音波30歳以上、マンモグラフィ40歳以上を対象。（マンモグラフィは2年に1回を推奨するが、希望があれば毎年実施も可能）		
				(2) 実施場所 各保健センターとするが、マンモグラフィは隔年で2～3か所を設定する。	H18	平成22年度から乳房超音波検診は5保健センターでの集団検診。マンモグラフィは医療機関での個別検診とした。		
				(22) 乳房検診個人負担金 (1) 視触診 500円 (2) マンモグラフィ 2,500円	H18	平成22年度から資格に関係なく全受診者1,000円の個人負担。		
				(23) 肺がんCT検診 40歳以上の希望者を対象に実施する。	H18	平成26年度から資格に関係なく全受診者1,000円の個人負担。		
				(24) 肺がんCT検診個人負担金 全受診者2,000円とする。	H18	平成19年度から35歳以上の希望者を対象に実施。		
				(25) 検診希望調査 豊科町の例による。	H18	平成26年度から資格に関係なく全受診者1,000円の個人負担。		
				(26) 弱視・斜視等矯正補装具購入補助金 三郷村の例による。	H18	対象年齢者に対し、年1回世帯ごとにはがきによる調査を実施。		
				(27) 母親学級及び両親学級 当面の間、2か所の保健センターで年間4クールを実施する。	H18	平成18年度の法律の改正により、療養費の支給対象となったため廃止。		
				(28) 育児相談及び母乳相談 各保健センターにおいて毎月1回実施する。	H18	名称を「両親学級」とした。1か所の保健センターで1クール3回、6コース実施（年間延べ18回）		
				(29) 育児学級 3か所の保健センターにおいて、毎月1回実施する。 なお、対象者は次のとおりとする。 (1) 2～3か月児と家族 (2) 6～7か月児と家族	H18	市内5か所の保健センターにおいて月1～2回実施（延91回）		
				(30) 健康教室 3か所の保健センター等において、年間各1クールを行う。	H18	名称を育児教室（2～3か月児）離乳食教室（6～7か月児）。会場・回数は項目内容のとおり（穂高・豊科・堀金保健センター）		
(31) 食生活状況評価 基本健康診査の受診者のうち、40歳、45歳、50歳及び55歳の節目年齢者に対して実施する。	H18	平成23年度から1回ごとの学習会や講座で実施し、何回かのシリーズで行う健康教室は地域で開催する健康体操教室とした。						
28	2	07	保育関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	子ども支援課	(1) 保育料 (1) 階層区分は豊科町の例による。	H17	平成20年度の法の改正による基本健康診査変更に伴い廃止。
			(2) 保育料は5町村の平均的額とする。 ただし、国の保育単価限度内とする。	H17		11階層 （子ども子育て支援新制度の施行（平成27年4月）に合わせて11階層に細分化した。）		
			(3) 第2子・3子以降の保育料については現行のとおりとする。	H17		子ども子育て支援新制度の施行に伴い保育料を改定。		
			(4) 保育料の特例については、豊科町・穂高町・三郷村・堀金村の例による。	H17		多子世帯の負担軽減を平成27年度に拡充。（18歳未満第3子 3歳以上：無料 3歳未満：6000円減免）		
			(5) 保育料の減免の取扱いについては統一する。	H17		母子・父子世帯、障がい者世帯及び生活困窮世帯について、2階層は無料、3階層は1,000円減額。		
			(2) 保育日数 280日以上とする。	H17		失業、疾病等により著しく所得が減少し、又は児童の属する世帯が居住する家屋が災害等により損害を受け育料の納付が困難であると認めるとき		
			(3) 保育時間 1日8時間とする。	H17	280日以上			
28	2	07	保育関係事務事業の取扱いについて	H16.11.9	子ども支援課	(4) 入所児数（定員） 現行のとおりとする。	H17	1日8時間
			(5) 一時的保育事業 旧町村単位の中から1園ごと定めて実施する。	H17		改築に併せて順次見直しを行い、現在は全園合計で2625人		
			(6) 一時的保育料 豊科町の例による。	H17		公立7園、私立1園で実施		
			(7) 延長保育事業 開設時間は、午前7時30分から午後7時とするが、地域の実情により各園で設定する。	H17		3歳未満：1日3,000円、半日1,500円 3歳以上：1日2,000円、半日1,000円		
			(8) 延長保育料 3歳未満児は30分ごと月額1,500円とする。3歳以上児は30分ごと月額1,000円とする。 なお、母子家庭等の減免制度は廃止する。	H17		全園統一 7：30～19：00		
			(9) 障害児保育事業 現行のとおりとする。	H17		子ども子育て支援新制度の施行に伴う保育料の改定に併せて所得に応じた額に改定。 1～2階層：0円 3～5階層：500円 6～7階層：800円 9～11階層：1,000円		
			(10) 未満児保育 概ね3か月児以上の子を保育する園を、旧町村単位ごと1園ずつ定める。	H17		加配保育士を配置		
			(11) 広域保育事業 現行のとおりとする。	H17		入所要件を6ヶ月を経過した児として統一		
				H17		他市町村の保育園への入園、他市町村かたの入園を実施。		

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）		
			子ども支援課	(12) 保育所の給食に関すること 5町村の平均的額により次のとおりとする。 (1) 3歳未満児 1日250円 (2) 3歳以上児 1日200円	H17	3歳以上児 1日：250円 3歳未満児 1日：210円		
				(13) 通園バス運行 現行のとおりとするが、合併後5年以内を目途にバスの運行及び補助金の見直しを検討する。	H17	全園廃止		
				(14) 保育料収納事務 口座振込みを基本にするが、納付書による現金払いも扱うものとする。	H17	口座振込みを基本にするが、納付書による現金払いも扱うものとしている。		
			子ども支援課 生涯学習課	(15) 放課後児童クラブ 対象学年は1～3年生とし、迎えの時間は午後6時とする。 なお明科町においては午後6時30分とする。	H17	放課後児童クラブ 対象学年は1～4年生とし、迎えの時間は午後6時。 延長保育は、午後7時まで。		
				(16) 放課後児童クラブ負担金 (1) 生活保護世帯 1,000円	H17	放課後児童クラブ (1) 生活保護世帯 500円		
				(2) 住民税非課税世帯 3,000円	H17	(2) 住民税非課税世帯 2,500円		
				(3) 住民税課税額40,000円未満の世帯 6,000円	H17	(3) 再計算後の住民税課税額80,000未満の世帯 5,000円		
				(4) 住民税課税額40,000円以上の世帯 8,000円	H17	(4) 再計算後の住民税課税額80,000以上の世帯 6,000円		
				(5) 多子利用、母子家庭の負担額も同一とする。	H17	(5) 2人以上利用する場合は、2人目以降は半額		
				(6) おやつ代は負担金に含める。	H17	(6) おやつ代は負担金に含む		
				(17) 児童館 現行のとおりとする。	H17	H25年度から全館安曇野市社会福祉協議会が指定管理者として運営		
			子ども支援課	(18) ファミリーサポート 市民を対象者とし、次のとおり実施する。 なお、将来の民間委託について検討する。 (1) 利用料：600円（病児・時間外700円）	H19	項目内容のとおり H19年度から（社）安曇野市社会福祉協議会へ業務委託		
				(2) 交通費：実費徴収	H17	項目内容のとおり		
				(19) 出産祝金 廃止する。	H17	項目内容のとおり		
				(20) 私立保育所運営補助 現行のとおりとする。	H17	子ども・子育て支援新制度に基づき、子どものための教育・保育給付費を支給		
				(21) 許可外保育所運営補助 現行のとおりとする。	H17	補助対象を拡充（全施設対象（事業所内除く））		
				(22) 保育園健康診断 医師会と協議のうえ実施する。	H17	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき年2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施		
				(23) 保育協力員 <b>新規項目</b> 保育協力員（おじいちゃん先生）を配置している園について、現行のとおり実施し、順次拡大を検討する。	H17	全園に配置		
28	3		経済に関すること					
28	3	01	農林関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	農政課	(1) 経営構造対策事業 新市において引き続き実施する。	H17	農業経営基盤強化促進法に基づく各種新事業に移行して、担い手の確保・育成を実施。
						(2) 農業生産総合対策事業 新市において引き続き実施する。	H17	安曇野市農業・農村振興基本計画に基づき、ブランド力の強化と六次産業化の推進施策に取り組んでいる。
28	3	01	農林関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	農政課	(3) 米消費拡大事業 現行の事業については、新市において引き続き実施する。 なお、事業の実施にあたり、補助金及び組織のあり方等について、合併後に検討する。	H19	米消費拡大事業については、補助事業を委託事業に変更し、各事業団体と契約を締結して実施。
						(4) 農業女性グループ育成 当面の間は、現行のとおりとする。 なお、新市において、農業を振興するうえで重要な団体等と位置付け、育成を図る。	H22	安曇野市農業・農村振興基本計画に基づき、農村女性の役割を高揚させるよう取り組んでいる。
						(5) 農業制度資金等出資金 新市においても引き続き実施する。	H17	農協や日本政策金融公庫等と協力し、低利または無利子で行う融資の活用促進を継続。
						(6) 農業制度資金利子補給金補助 新市においても引き続き実施する。 なお、現在借り入れているものについては、当面の間、現行の助成率を適用するが、新市において交付要綱を定め、統一する。	H17	農業経営基盤強化資金については、平成26年度以降の新規借入についての県からの補助が廃止され、市独自の利子補給を行う制度に変わっている。
						(7) 農業災害融資制度資金利子補給 新市においても引き続き実施する。 なお、現在借り入れているものについては、当面の間現行の助成率を適用するが、新市において交付要綱を定め、統一する。	H20	農業災害融資制度資金利子補給要綱を平成26年6月9日付で廃止し、災害ごとに県から示される交付要綱に準じ市の要綱を制定し施行。
						(8) 中山間地域農業直接支払事業 国・県の動向を踏まえながら、新市においても引き続き実施する。	H17	継続し実施中。平成27年度より、第4期対策期（27年度～31年度/1期5年）へ移行し、12集落で協定を締結。
			耕地林務課	(9) 流域公益保全林整備事業 現行のとおり新市に引き継ぐ。 事業主体については、関係団体等と協議の上、合併後に調整する。	H17	当該事業は平成24年度をもって県営事業が廃止となり現在は事業を実施していない。		

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）			
			耕地林務課	(10) 鳥獣被害駆除防除対策事業 現行のとおり新市に引き継ぐ。 委託先については、関係団体等と協議の上、合併後に調整する	H18	安曇野市農業再生協議会内に有害鳥獣対策部会を設け、捕獲委員会及び防止委員会を運営し対策事業を実施中。駆除については、主に安曇野市猟友会に委託。			
				(11) みどりの少年団活動支援（学有林作業） 現行のとおり新市に引き継ぐ。	H17	合併当初は市内6校での活動であったが、平成20年度に穂高西小学校、平成25年度に穂高西中学校でも発足し、現在8校に活動支援を行っている。			
			農政課	(12) 市民農園 現行のとおり新市に引き継ぐ。	H17	市民農園は各総合支所において管理運営してきたが、平成26年に農林部に事務を集約し、平成27年度末には「安曇野市特定農地貸付規程」を改正し、利用料単価等を統一。			
				(13) 営農支援センター (1) 現行のとおり新市において存続する。	H17	国による持続的な地域営農システムの構築が推進され、平成23年6月に従来の市営農支援センターと市水田農業推進協議会を、安曇野市農業再生協議会に統合。			
				(2) 新市において、新たに中核的な支援センターを設置し、現行の組織は地区支援センターとして位置付ける。	H18	国による持続的な地域営農システムの構築が推進され、平成23年6月に従来の市営農支援センターと市水田農業推進協議会を、安曇野市農業再生協議会に統合。			
				(3) 委員の任期は3年とし、補助金の取扱いについては、新市において検討する。	H18	安曇野市農業再生協議会委員の任期は、協議会規約に基づき3年。 補助金の取扱いは、安曇野市農林業振興等助成事業補助金交付要綱により適用。			
				(14) 米政策 <b>新規項目</b> 現行のとおり、平成18年度までは、各町村の協議会で策定したビジョンに基づき取り組む。 また、19年度からの政策については、国の状況を見ながら合併後速やかに新市のビジョンを策定し、取組を進める。	H19	平成19年度に「安曇野市水田農業ビジョン」を策定。 平成26年度から、国の制度改正に伴い「安曇野市農業再生協議会水田フル活用ビジョン」として取り組んでいる。			
				(15) 農作業労力支援システム <b>新規項目</b> 三郷村の例を基本に支援者を派遣するシステムを構築する。	H22	現在、シルバー人材センターと連携し、りんご作業の技術講習会等を行い、支援者の拡大を図っている。			
			耕地林務課	(16) 森林造成補助金交付事業 <b>新規項目</b> 穂高町・三郷村・堀金村及び明科町を基本に制度を策定する。 また、県単間伐対策事業については義務嵩上げ3/10以上を維持することを基本に、新市においてその制度を策定する。	H17	平成19年に安曇野市森林造成事業補助金交付要綱を公布し事業を実施中。事業の種類により県要綱等に規定する査定経費に100分の10又は100分の20を乗じて得た額以内で、市が嵩上げ補助を行っている。			
			28	3	02	土地改良関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	耕地林務課	(1) 土地改良事業受益者負担基準 (1) 合併後も継続される事業に係る受益者負担率については、5町村の現行負担率を新市に引き継ぐ。 (2) 新市における新規事業に係る受益者負担率については、基本的に別表のとおりとする。 なお、従前に比べ負担率が大幅に上昇する町村については、当面の間は、激変緩和措置を講じるようにする。
					H17	新市の受益者負担率は、協定項目による負担率を基本にしている。			
28	3	03	商工観光関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	観光交流促進課	(1) 観光イベントに関すること 当面の間、新市においても継続して実施する。 なお、それぞれの観光協会が合同で活動できるような体制づくりについても検討する。	H22	・合併以来開催していた「安曇野フェスタ」については平成25年度第8回をもって終了し、平成26年度から実行委員会を組織し、「信州安曇野ハーフマラソン」を実施。 ・その他の観光イベントについては、実行委員会等を組織し実行委員会が主体となり継続して実施。なお、観光協会は、実行委員会の構成団体となっている。	
					商工労政課	(2) 中小企業融資制度資金 豊科町の例による。 同和地区小規模企業事業資金制度については、廃止の方向で調整する。	H17	創業支援資金、新事業活性化資金を新メニューに加え、利率も見直すなど合併時よりも利用しやすくしている。	
						(3) 県・町制度資金保証料補助事業 豊科町の例による。	H17	借入者が負担する保証協会への保証料のうち、4/5を市が負担。（セーフティネット認定の場合は全額を市が負担。県の制度資金は負担する額を県と折半している。）	
						(4) 中小企業借入金利子補助事業 県・新市制度資金借入者に対し、1年間に生じた利子に限り、貸付利率のうち1%分を新市が負担するよう調整する。 なお、合併前に旧町村単位で適用された負担措置については、合併後も経過措置を講じる。	H17	融資実効日から1年間の利子総額の内、最大1%の利子分を補給。	
28	3	03	商工観光関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	商工労政課	(5) 企業誘致に関する助成 豊科町の制度を基本とし、穂高町・三郷村・明科町の固定資産税の減免による助成制度は廃止する。 なお、合併前に旧町村単位で適用された助成措置については、合併後も経過措置を講じる。	H17	企業への助成制度の内、企業誘致に関する助成制度として、固定資産税相当額を補助する工場等設置事業、工場用地取得事業は、対象地域を拡大して継続すると共に、生産設備取得事業、空き工場等活用促進事業などの新たなメニューも増やして企業誘致に取り組んでいる。	
					観光交流促進課	(6) 特産品振興事業 新市の特産品として引き続き振興を図る。	H17	・特産品である「天蚕」については天蚕振興会と連携し、繭・糸・製品の安定生産を図るとともに、平成27年度に「信州シルクロード連携協議会」に加盟し、情報発信等広域的に連携し振興を図っている。	
28	3	04	農業委員会関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	農業委員会事務局	(1) 標準小作料改定 現行のとおりとし、平成19年度から統一する。	H18	農地法改正により標準小作料制度がなくなり、平成21年12月から過去1年間の農地賃借料水準の情報提供を行っている。	
							(2) 農作業労賃・機械作業料金改定 合併後、速やかに料金改定委員会を設置して統一を図る。	H18	平成18年度から安曇野市農作業標準労賃・機械作業料金協定表を作成。毎年、料金改定会議を開催し料金表を決定。
28	4		建設に関すること						
28	4	01	建設関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	建設課	(1) 除雪作業 新市において除雪マニュアルを作成し実施する。	H19	安曇野市除雪作業実施要領、安曇野市除雪機械貸与要領に基づき除雪・融雪作業を実施。 H26年度に大雪時における「緊急確保路線・除雪優先路線 L=122km」を指定。また、県と相互除雪協定を締結。	
							(2) 小型除雪機の購入補助 <b>新規項目</b> 新市において補助要綱を作成し、実施する。	H18	市が歩行型小型除雪機を購入し、安曇野市歩行型除雪機貸付要領に基づき、各区に貸与。H27年度は163台を貸与。（県貸与4台を含む）
							(3) 除雪作業（直営）、保有機材 (1) 除雪路線については現行のとおりとする。	H17	H27年度は873km（合併時は724km）の除雪を実施。また、市保有の除雪機械は19台。（合併時は14台）
							(2) 降雪状況から緊急性・必要性を要する場合も想定し、機械のレンタルについても検討する。	H19	H27年度は9台の除雪機械を借上げ、除雪業者に貸与。
							(4) 除雪作業（委託） 主に委託にて実施する。	H17	H27年度は65業者に除雪作業を委託している。除雪機械は102台。

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）			
			建設課	(5) 融雪作業 幹線道路を主に直営にて実施する。	H17	H27年度は主要幹線道路101kmに融雪剤を散布している。9業者に作業委託。			
				(6) 市道等の補修用資材支給 明科町の例による。	H17	項目内容のとおり。H27年度は豊科、穂高、明科で事業実施。 碎石、生コン、防草シート等を支給。			
				(7) 道の駅維持管理 新市に引き継ぐ。	H17	「道の駅アルプス安曇野ほりがねの里」については、合併後直営維持管理を行ってきたが、平成28年度より指定管理委託を予定。			
				(8) 準用河川改修 継続して実施する。	H17	項目内容のとおり。穂高：権田川の河川改修を実施した。準用河川は全て改修済。			
				(9) 町道・村道 新市の市道として認定する。	H17	項目内容のとおり。H27年4月1日現在の市道認定は、延長1,691km、5,852路線。			
				(10) 道路整備計画 (1) 新市において新たに策定する。	H22	項目内容のとおり。H22年度に安曇野市幹線市道整備計画を策定。			
				(2) 5町村における既決の年次計画については、新市に引き継ぎ実施する。	H17	項目内容のとおり。町村事業は新市に引継ぎ事業を完了。			
				(11) 市道認定基準 新市の認定基準を作成する。	H17	項目内容のとおり。H17年10月1日、安曇野市市道認定基準に関する要綱を制定。			
			観光交流促進課	(12) 水辺の楽校（がっこう）整備事業 現行の施設及び運営・管理については新市に引き継ぐ。	H17	・「水辺の楽校」の管理・運営については平成27年度まで教育委員会が実施していたが、平成28年度からは観光交流促進課が水等自然に親しむ機会を提供する施設として、草刈り等地域住民によるボランティアサポートと共に維持管理を行う。なお、マレットゴルフ場及び多目的グラウンドについては、引き続き教育委員会が管理・運営を行う。			
			建設課 危機管理課	(13) 水防計画 <b>新規項目</b> 新市において、速やかに策定する。	H18	安曇野市地域防災計画の風水害対策編に定めた。			
			建設課	(14) 水防活動 <b>新規項目</b> 水防計画により実施する。	H19	・河川バトロール ・準用河川、普通河川の維持管理 ・水防倉庫の維持管理(7ヶ所)、改築(真々部) ・水防資機材の管理、補充			
28	4	02	土地管理関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	監理課	(1) 法定外公共物譲与後の取扱い (1) 国から譲与された機能を有する法定外公共物の管理等については、新市に引き継ぐ。	H17	法定外公共物（普通河川及び認定外道路の敷地）の管理については監理課において行っている。	
						(2) 管理方法及び払い下げに係る基準等については、統一する。	H18	安曇野市における公共用地の取得又は払下げに関する事務処理要領を平成18年5月より施行し、事務処理を統一。	
						(2) 官民境界境界確定事務 (1) 新市において継続して実施する。	H17	官民境界境界確定事務については、平成18年までは各支所で、以降は監理課において行っている。	
						(2) 申請図書については、統一する。	H17	境界確認立会申請書については、旧豊科町の様式に統一し、平成17年より使用。	
28	4	03	都市計画関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	建築住宅課	(1) 景観形成基本計画 穂高町の景観形成基本計画、各町村の総合計画等を基に、新市において計画策定する。 なお、計画策定にあたり策定委員会を設置し住民の意見を聞く。	H22	平成23年3月に「安曇野市景観計画」を策定し、同年4月から安曇野市景観条例を施行。	
						(2) 景観形成住民協定 現行のとおり新市に引き継ぐ。 合併後、新たな地区の協定締結についても検討する。 なお、路線の継続性及び整合性等についても調整する。	H17	新市に引き継ぐとともに、新たにH20.1.15「未来へつなぐR147たきべ地区景観形成住民協定」の県認定を受け、合計25地区で景観づくり住民協定に基づく活動が行われている。	
						(3) 都市計画マスタープラン 合併後、速やかに都市計画マスタープランを策定する。	H22	H23年済。 H33年を目途に、見直しの検証を予定。	
28	4	03	都市計画関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	都市計画課	(4) 緑の基本計画 合併後、都市計画マスタープラン等との整合を図りながら、計画を策定する。	H27	H28年度末の計画策定に向け、現況調査、課題の整理を実施。	
						(5) 都市計画道路計画（街路） (1) 現行の豊科町・穂高町・堀金村の計画路線は新市に引き継ぐ。	H17	H22年度に都市計画道路見直し調査を実施。	
						(2) 新市の総合交通体系や幹線道路網計画と合わせて、街路計画を見直したうえで策定する。	H24	市の総合交通体系や幹線道路網計画等を合わせ、H27年4月に安曇野市道路整備推進計画を策定。	
						(6) 都市計画道路整備事業 県等の動向を踏まえながら、新市においても継続して事業を実施する。	H21	神明通線外2線、柏矢町駅前線は事業完了。	
						(7) 都市計画公園整備計画 都市公園整備計画現行の豊科町の計画公園事業について、新市に引き継ぐ。	H19	都市計画決定をしている都市公園を含め、全ての都市公園の維持管理を継続して実施。	
						(8) 都市公園整備事業 新市において継続して事業を実施する。	H17	H26年5月に、公園施設長寿命化計画を策定し、これに基づき維持管理を実施。	
						建設住宅課	(9) 景観と町づくり協議会 新市の景観形成を推進するための住民組織（協定締結地区の代表、景観サポーター等）を設置するよう調整する。 なお、組織の設置については、豊科町・穂高町の例を基本とする。	H17	安曇野市景観住民協定連絡会を設立。
							(10) 景観賞 穂高町の例を基本に実施する。	H26	景観づくりを広める手法の一つとしての「景観賞」について、県内状況調査と検討を行った結果、身近なテーマで景観づくりを広める手法にシフトしてきている状況と緑化への関心が薄い調査結果から、「景観賞」に代り、景観への関心を高める第一歩となり、有効で実効性の高い方法と考えられる「緑のまちづくり事業」を平成27年度から実施。

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）	
28	4	04	上水道関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	(11) 町並み緑化事業 景観形成重点地域及び景観形成住民協定地域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、事業内容の拡充(対象区域の拡大等)については、合併後に検討する。	H17	長野県景観計画における景観形成重点地域及び景観形成住民協定地域については、新市に引き継ぎ、平成23年3月策定の「安曇野市景観計画」に反映している。また、安曇野市景観計画では全市を景観づくりの対象地域としている。
					(12) 土地区画整理事業 現在進められている事業については、新市に引き継ぐ。	H17	大久保通り南地区、穂高駅西地区について事業完了。
					(13) 土地区画整理事業に関する助成 現在進められている事業については、新市に引き継ぐ。 なお、新市において今後の助成制度の在り方について検討する。	H17	安曇野市土地区画整理助成要綱制定済。
					(14) 市街地再開発事業 現行の計画を新市に引き継ぎ、新市において検討する。	H27	豊科地域については、平成10年3月までに豊科駅周辺と駅前地区の整備計画が策定された。合併後の平成24年12月に線引きを廃止したが、進捗の目処がたたず中止状態。平成26年度以降、県と市の補助を受け、地元商店主らの任意団体によるワークショップ等を通じて、「商店街再生・創造プラン」の作成やマップづくりなどまちづくりに関するソフトの取り組みが進められている。ただその中でも、ハード面での市街地整備の方向性については具体的には見出せておらず、今後の展開に期待するところである。なお現実の動きとしては、明科地域では「明科駅前まちづくり整備事業」として、国が進める「国道19号明科駅前歩道整備事業」と連携し、安曇野市の「東の玄関口」としての基盤整備と、地域活性化や商店街の再生につなげるよう、「まちづくり基本構想」の策定を進めているところである。
					(15) 公営住宅ストック総合活用計画 穂高町・三郷村・明科町の例を参考に新市において計画策定をする。 なお、県営住宅の市町村移管については、慎重に対応する。	H20	維持管理、保全を進める団地、用途廃止をする団地、建てかえをする団地、個別改善する団地など、各団地の活用方針を定めた「公営住宅ストック総合活用計画」を平成20年12月に策定。 また、国が建設重視の政策から既存ストックの長寿命化に主眼を置いた政策へと転換を図る中で、平成27年3月には「公営住宅等長寿命化計画」を策定した。 県営住宅アルプス団地については、建設25年後の管理移管を受け、市営住宅居住者なども移転できるなどとした「協働建替え事業」として平成28年度から実施。
					(16) 公営住宅建設事業 (1) 5町村が保有管理している公営住宅については、施設・管理とも新市に引き継ぐ。	H17	5町村が保有管理していた公営住宅については、現在も施設・管理を行っている。
					(2) 現在、建設及び計画中の団地については、新市に事業を引き継ぐ。	H20	建設計画については新市に引き継ぎ、「公営住宅ストック総合活用計画」において建設計画を定めた。 また、国が建設重視の政策から既存ストックの長寿命化に主眼を置いた政策へと転換を図る中で、平成27年3月には「公営住宅等長寿命化計画」を策定。
					(17) 都市計画区域区分 (1) 合併後、5年を目途として同一歩調で行うことを基本に調整する。	H24	H24年12月に豊科地域の区域区分を外し、全市一体の条例施行。
					(2) 新市の都市計画マスタープラン策定に併せて検討する。	H23	安曇野市都市計画マスタープランと整合。
					(18) 都市計画地域地区 (1) 区域区分と同様に合併後、5年を目途として、同一歩調で行うことを基本に調整する。	H27	豊科・穂高地域の地域地区は、条例施行後も法定用途区域として継続。
					(2) 新市の都市計画マスタープラン策定に併せて検討する。	H23	安曇野市都市計画マスタープランと整合。
					(19) 地区計画 当面の間、現行のとおりとし、新市において検討する。	H17	合併前からの地区計画を、市においてもそのまま継続。 H22年4月から「穂高駅西地区」地区計画、 H23年2月から「新田東地区」地区計画を新たに施行。
					(20) まちづくり条例 (1) 区域区分と関連し、合併後、5年を目途として、同一歩調で行うことを基本に調整する。	H22	H23年3月まで施行。H23年4月から「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」施行。 現在、見直しを実施し、H28年7月から施行予定。
					(2) 新市の都市計画マスタープラン策定に併せて検討する。	H22	安曇野市都市計画マスタープランと整合。
					(1) 事業計画 現在実施及び計画中の事業は、新市に引き継ぐ。	H17	豊科、三郷事業を統合し安曇野市事業とした。平成28年度に安曇野市事業、穂高事業、堀金事業、明科事業を統合。
					(2) 加入負担金 当面の間、現行のとおりとし、合併後に調整する。	H27	加入分負担金は統一されていますが、別荘用加入分負担金及び給水分担金の取り扱いについては事業認可統一に合わせ統一が図れるか検討。
					(3) 上水道使用料の改定・上水道使用料（一般用） 当面の間、現行のとおりとし、合併後に事業及び計画等に基づき調整する。	H27	基本料金は統一されていますが、超過料金は統一となっていません。H28年度の事業認可統一に合わせ料金統一が図れるか検討。
					(4) 手数料 (1) 各種手数料については、統一するよう調整する。	H17	調整済:安曇野市水道事業給水条例第33条第1号から第5号の規定により、給水装置設計審査手数料 5,000円/件、給水装置しゅん工検査手数料 10,000円/件、給水装置工事事業者指定手数料 30,000円/件、給水台帳複写手数料 300円/件、地図複写等手数料(A3超 200円/枚、A3以下 20円/枚、諸証明手数料 300円/件)。
					(2) 督促・諸証明等については、統一するよう調整する。	H17	調整済:督促手数料 100円/通、諸証明手数料等は上記(4)-(1)のとおり
					(3) 1町村のみで実施しているものや、過去において実績が少ない手数料等は廃止する方向で調整する。	H17	調整済:1事業のみで実施しているものや、過去において実績が少ない手数料等は現在なし。
(5) 上水道使用料の賦課・徴収 (1) 上水道使用料の賦課・徴収は、年6回とする。 ただし、別荘は、当面の間、現行のとおりとする。	H17	別荘地にも含めて年6回、の賦課・徴収。					



# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）
			経営管理課	(2) 開閉栓時の精算分や工事等の手数料の取扱いについては、現行のとおりとする。	H17	調整済:開閉栓時の精算は、安曇野市水道事業給水条例第27条の規定による。また工事等の手数料の取扱いについては上記(4)に同じ
28	4	04	上水道関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30		
			経営管理課	(6) 上水道使用料の納入方法 (1) 上水道使用料の納入方法は、口座振替及び現金納付とする。	H17	調整済:上水道料金の納入方法は口座振替及び現金納付。
			経営管理課	(2) 上水道使用料の納入回数は年6回とし、原則検針月の翌月の末日を納入期限日とするよう調整する。ただし、別荘は、当面の間、現行のとおりとする。	H17	調整済:上水道料金の納入回数は年6回、検針月の翌月の末日を納入期限日とし、別荘も同様の取扱い。なお、12月及び3月のみ25日を納入期限日。
			経営管理課	(3) 口座振替日については納入期限日とし、再振替については翌月実施とする。	H17	調整済:口座振替は毎月末日を振替日とし(土・日曜日の場合は翌日)、12月及び3月のみ25日を振替日。なお、再振替は翌月15日を振替日。
			経営管理課	(4) 納付書は統一し、納入月の15日前に発送するよう調整する。	H17	調整済:納付書は統一様式とし、納入月の15日前には発送。
			経営管理課	(5) 督促状の発送日は、税務業務と同様の取り扱いとするよう調整する。また、督促状発送条件についても統一するよう調整する。	H17	調整済:督促状の発送日等は「安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」に基づき納期限後20日以内に督促状によって督促。
			経営管理課	(6) コンビニエンスストアー収納については合併後、検討する。	H20	調整済:コンビニ収納については、最寄りのコンビニにおいて納入が可能。
			経営管理課	(7) 検針関係 検針月については、年6回とし隔月で実施する。ただし、別荘は、当面の間、現行のとおりとする。	H17	調整済:検針月については、年6回とし隔月で実施しており、別荘も同じ扱い。
			上水道課	(8) 給水方式 (1) 一般家庭については、直接給水方式とし、3階以上の建物の給水は受水槽によるものとするように調整する。	H17	調整済:需要家(一般家庭)について、直接給水方式とし、3階以上の建物の給水は受水槽で対応。
			上水道課	(2) 臨時給水の料金については、統一する。	H17	調整済:仮設工事等の臨時給水は、1㎡当り540円に統一。
			上水道課	(9) 用水対策 当面の間、現行のとおりとするが、新市においても県との協議を継続する。	H27	調整済:今まで、三郷地域で農業用水を協定により水道水として利用していましたが、平成27年4月に地下水への水源転換を図ったことから黒沢川より取水がないため、水道事業の緊急対策は終了。
			上水道課	(10) 漏水事故対策 緊急時及び休日は、指定業者で組合を組織し、当番制にて対応するよう調整する。	H17	調整済:安曇野市水道・管工事業協同組合を組織し、365日給配水管の漏水事故緊急対応を行っている。
			経営管理課	(11) 減免 (1) 水道料 漏水は地下漏水に限り、1期分減免を実施する。 算出根拠は、前年同期と前回指針の数値を比較して低い額を認定し残りを全額減免する。 修理完了時に施工業者が証明する減免申請書を提出する。	H17	調整済:「安曇野市水道料金の減免取扱要綱」に基づき減免を行っている。 漏水は地下漏水・壁内など目に見えない箇所の申請に限り、1期分減免。 算出根拠は、前年同期と前回指針の数値を比較して低い水量による料金を認定し減免。 修理完了後、施工した指定工事店が証明する減免申請書を提出してもらう。
			上水道課	(2) 手数料 減免は工事関係のみとし軽微な工事については、設計金額を基準に減免する方向で調整をする。	H17	調整済:給水装置設計審査・しゅん工検査手数料について、設計金額が10万円未満の場合免除。(下水道接続に伴う改造など小規模工事を対象)
			上水道課	(3) 分担金・負担金 新市において統一する。	H17	調整済:特別な理由があると認められる者に対して、分担金・負担金を減免できる。
			上水道課	(12) 飲料水共同給水施設等衛生対策 当面の間現行のとおりとするが、新市において統合等について検討する。	H23	調整済:統合について水道ビジョン内で検討し、関係者と協議の上、民間の飲料水供給施設は上水道給水区域内となっている。市営飲料水供給施設は、平成28年度新水道ビジョンで、再度検討項目。簡易水道施設については、2施設が統合済みで民間施設については、改修費用等を助産して検討する中、統合できない。
			上水道課	(13) 工事負担金 (1) 配水管布設に伴う工事経費負担金(分担金)については、合併後も当面の間、現行のとおりとする。	H18	調整済:工事負担金については、現行どおり加入者負担割合相当分をいただいている。
			上水道課	(2) 簡易水道、飲料水供給施設の減免については、費用等を助産し、調整する。	H17	調整済:給水区域内の飲料水供給施設については、上水道と同じ扱いとし、民間簡易水道、市営飲料水供給施設は条例外の施設。
			上水道課	(14) 緊急災害用施設・設備 (1) 災害時の対応については、「新市水道危機管理対応マニュアル」を作成する。	H17	調整済:当初のマニュアルの改訂を行っている。
			上水道課	(2) 災害用機材等については、分散して保管する。	H17	調整済:給水タンク・給水袋等は、防災広場と各地域に分散保管している。
			上水道課	(3) 緊急遮断弁については、旧町村単位で1か所程度の設置を検討する。	H21	調整済:旧町村単位に1箇所以上緊急遮断弁を設置し、緊急時の飲料水を確保した。
28	4	05	下水道関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30		
			下水道課	(1) 区域、負担金・分担金 合併前の各町村の負担区の受益者負担金・分担金は、当面の間、現行のとおりとし、合併後検討する。	H17	各地域毎の受益者負担金 豊科:276,000円+140円/㎡、穂高:420,000円+270円/㎡、三郷:400,000円+190円/㎡ 堀金:460,000円+180円/㎡、明科:350,000円(面積割なし)
			下水道課	(2) 下水道使用料 当面の間、現行のとおりとし、平成19年度を目途に調整する。	H18	現在市内一律(H25年4月1日改訂) 基本料金:10㎡まで 1,944円/月 超過分:11㎡~30㎡ 194.4円/㎡、31㎡~100㎡ 205.2円/㎡、101以上 216円/㎡
			下水道課	(3) 事業計画(公共下水道・農業集落排水事業) 現行の下水道の管理・運営及び実施されている諸事業については、新市に引き継ぎ、合併後速やかに、全体を見据えた計画の策定について検討する。	H22	流域関連の豊科、穂高、三郷、堀金は事業計画を一本化。 明科公共下水道、農業集落排水事業は各計画で事業が進めている。
			下水道課	(4) 受益者負担金(分担金)の賦課・徴収 当面の間、現行のとおりとし、合併後検討する。	H17	受益者負担金額は、賦課対象区域を公告し、区域内の土地に面積割額を乗じて得た額に均等割り額を合算して算出し賦課。徴収は20回分割の5年払い。ただし、申し出により一括納付することができる。

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）
			下水道課	(5) 受益者負担金（分担金）の納入方法等 (1) 受益者負担金（分担金）の一括納付については現行のとおりとし、分割納付については、高額負担者に適用する分割の回数の特例制度を除き、原則20回分割・5年間納付とする。 (2) 納期については第1期（8月）、第2期（10月）、第3期（12月）、第4期（2月）とする。	H17	受益者の申し出により一括納付することができる。（20回分割、5年間納付） 納期は年4回で第1期（8月）、第2期（10月）、第3期（12月）、第4期（2月）
			下水道課	(6) 受益者負担金（分担金）の納期前納付 現行のとおりとする。 なお、明科地区は適用しないものとする。	H17	一括納付・・・各機内に納付する金額を納期前に納付（納期前納付）。明科地区には適用しない。
			下水道課	(7) 受益者負担金（分担金）の分割納付の特例 穂高町・堀金村の例による。	H17	受益者負担金額が一定額を超え市長が認めたときは10年を限度に分割して徴収。
28	4	05	下水道関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30		
			下水道課	(8) 融資斡旋及び利子補給 (1) 融資限度額 100万円 (2) 貸付利率 関係金融機関と協議 (3) 利子補給 年2.5% なお、これ以外については豊科町の例を基本に調整する。	H17	融資限度額 100万円、貸付利率 4.4%、利子補給 年2.5%、償還期間5年以内
			下水道課	(9) 排水設備に関する補助金交付事業 三郷村公共下水道排水設備に関する補助金交付事業は廃止する。	H17	廃止で調整済
			下水道課	(10) 各種手数料 各種手数料は、統一する。	H17	排水設備等確認申請手数料 1,000円/件 排水設備指定工事店指定手数料 20,000円/件（更新も同額）
			下水道課	(11) 下水道使用料の賦課・徴収 (1) 年6回とし、上水道使用料と交互に賦課・徴収する。  (2) 使用月の中途の使用開始、一時使用については、合併後も当面の間、現行のとおりとし、新市において調整する。	H17	年6回の賦課徴収（上水道使用料と交互月） （豊科・堀金・明科・偶数月、穂高・三郷・奇数月）  使用日数が16日に満たないときは、使用水量が基本水量の1/2までは基本料金の1/2の額とし、基本水量の1/2を超える分については超過料金を加算。 使用日数が15日を超えるときは、1月とみなして算定。
			下水道課	(12) 検針関係 (1) 検針については、現行のとおり上水道事業の検針による方向で調整する。 (2) 井水・工場検針については、上水道事業の検針月及び検針員による戸別検針とし、メーター設置は新たに行わず、既存のメーターを使用する方向で調整する。 (3) 上水道・井水以外の検針については穂高町の例を基本に調整する。 なお、検針月は年6回とするよう調整する。	H17	検針年は年6回使用料徴収業務委託先の水料金センターの検針員が行っている。（井水、向上についても同様）
			下水道課	(13) 下水道使用料の賦課 原則的に上水道の検針データを基として賦課する。	H17	原則上水道の検針データを基に料金算定。
			下水道課	(14) 下水道使用料の減免 豊科町・穂高町・三郷村・堀金村の例による。	H17	生活保護法に基づき生活扶助を受けている方又はこれに準ずる特別な事情のある方は減免を認めている。
			下水道課	(15) 受益者負担金の猶予 堀金村の例を基本に調整する。	H17	農地法に規定する農地等、条例に定める範囲内で猶予。
			下水道課	(16) 受益者負担金の減免 穂高町の例を基本に調整する。	H17	国や地方公共団体公共の用に供している土地等について条例に定める範囲内で減免。
			下水道課	(17) 下水道事業として行う合併浄化槽設置、維持管理等 <b>新規項目</b> 新市において引き続き実施する。	H17	豊科大口沢地区の旧豊科町が設置した合併浄化槽はH28以降も下水道課が継続して所管。
28	5		教育に関すること			
28	5	01	学校教育関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30		
			学校教育課	(1) 通学区域 当面の間、現行のとおりとするが、新市において生徒・児童数の増減、住民の意向を踏まえ、弾力的運用に努める。	H22	学校の通学区に関する規則により運用。H27.11.1一部改正。穂高東中、西中通学区域見直し。
			学校教育課	(2) 遠距離通学費補助（小学生） 当面の間、現行のとおりとし、合併後、通学区域の見直しと併せて調整する。	H22	小学生への補助制度なし。スクールバスによる対応実施中。
			学校教育課	(3) 遠距離通学費補助（中学生） 当面の間、現行のとおりとし、合併後、通学区域の見直しと併せて調整する。	H22	H26.7.1要綱改正。安曇野市中学校遠距離通学者補助金交付要綱。 対象者は、通学距離が片道6km以上かつ自転車通学でない者と内規で定めている。 内規に該当する学校は穂高西中学校のみとなり、H26年度以降、対象生徒はいない。
			学校教育課	(4) 学校給食事業 合併前に施設の改修及び建設等が予定されている町村以外は現行のとおりとし、必要に応じて統廃合を検討する。	H18	平成19年度に川手給食センターを廃止し、明南小・明北小については、旧豊科学校給食センター、明科中学校は旧穂高学校給食センターへ統合し提供した。現在は、明科地域3校は、中部学校給食センターにおいて提供。
			学校教育課	(5) 学校給食費 当面の間、現行のとおりとし、合併後調整を図る。	H19	平成17年度～平成18年度については、旧町村の給食費単価を使用。平成19年度～全市内小中学校・幼稚園の給食費単価を統一した。その後、文科省の栄養摂取基準の見直し、地産地消の推進、消費税率物価上昇率等を勘案して、平成23年度並びに平成27年度に給食費単価の増額改定。
			学校教育課	(6) 私立高等学校等通学者奨学補助金 新市に住所を有し、私立高等学校等に通学する生徒の保護者に対して、年額20,000円を支給する。	H17	H26.10.31要綱改正。安曇野市立高等学校運営費補助金交付要綱。 生徒1人に対して10,000円の補助金を学校に支給。H26年度から松本秀峰高校の後期課程分を追加。
			学校教育課	(7) 小中学校・幼稚園の名称 現行の名称を引き継ぐ。	H17	学校設置条例に基づき設置（安曇野市立 小中学校とし、名称を引き継いでいる。）
			学校教育課	(8) 学校評議員制度 新市において設置するよう調整する。	H20	スクールサポート事業の各地域教育協議会として運用。

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）	
			学校教育課	(9) 学校施設開放 学校側の使用に支障がない範囲で、一般に開放する。	H17	学校施設使用条例、同施行規則に基づき開放（担当生涯学習課） 学校側の使用に支障がない範囲で、一般に開放。	
			学校教育課	(10) 学校図書システム 現行のとおり新市に引き継ぐが、新市においてそのあり方等について検討する。	H21	全校統一のシステムで運用中。公共図書館システムとの統合を検討。	
			学校教育課	(11) 小学校外国語指導助手設置事業 現行のとおり実施するが、配置校については調整する。	H21	学校と調整し配置。外国人ALT4人(委託)、日本人ALT2人。	
			学校教育課	(12) 中学校英語指導助手設置事業 各中学校に1人配置する。	H17	外国人ALTを各中学校へ1人を配置。(委託)	
28	5	01	学校教育関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	(13) 国際交流員招致事業 当面の間、現行のとおりとするが、新市において適用の拡大について検討する。	H18	事業自体は廃止し、各中学校に1名づつ配置する外国語指導助手配置事業として実施。 (同上)
			学校教育課	(14) 中国文化交流事業 現行のとおり新市に引き継ぎ、交流内容は新市において検討する。	H18	旧明科町、旧三郷村での実施事業。旧明科町での交流は、平成14年の訪中が最後。旧三郷村時代に締結した「中国遼寧省海上第二中学校」と「三郷中学校」との交流は、平成20年度までに6回の相互交流を実施していたが、今後の交流のあり方について、平成21年11月の教育委員会定例会で協議をした結果、「心の交流」に切り替えることが決定された。その後、中国側と書簡にて、交流方法についてやりとりをしたが、尖閣問題等による日中関係の悪化にともない、その後の検討が中断している状況である。	
			学校教育課	(15) 児童・生徒に対する入学、卒業記念品 小・中学校の卒業時に、各校ごと一定基準の記念品を贈る。	H17	H26年度から記念品の購入費用を小学校総務管理費と中学校総務管理費に計上し、全校で統一した商品を購入。 購入品：卒業証書フォルダー。	
			学校教育課	(16) 児童・生徒各種競技会等出場者補助 新市において統一の基準により補助する。	H17	H26.6.19要綱改正。安曇野市児童生徒各種大会等出場者補助金交付要綱。 要綱及び内規に従い、市内小中学校に対して統一した基準による補助金の交付を行なっている。	
			学校教育課	(17) 小中学校課外活動、部活動学校補助 小・中学校に対する補助金とし、補助の内容等については調整する。	H19	安曇野市小・中学校課外活動援助費補助金交付要綱は制定しているが、補助金交付について未実施。中学校においては、スクールサポート事業による外部指導者等への謝礼対応。	
			学校教育課	(18) 結核対策委員会 新市において設置するが、近隣の市町村との共同設置についても検討する。	H17	H24.3月のマニュアル改正により、平成24年度より委員会の設置が必須ではないため未開催。 共同設置については、他市町村の状況を見ながら検討。	
			学校教育課	(19) 児童・生徒健康診断 学校保健法に基づき実施する。	H17	学校保健安全法に基づき市内全校で実施。	
			学校教育課	(20) 教職員健康診断 学校保健法に基づき実施する。	H17	学校保健安全法に基づき市内全校で実施。	
			学校教育課	(21) 教職員住宅 当面の間、現行のとおりとする。	H17	教員住宅管理規則に基づき管理を実施。住宅使用料については、平成25年度に料金を改定。	
			学校教育課	(22) 給食センター運営委員会 新市において設置し、委員数は10人以内とする。	H18	平成17年10月1日付で設置済。委員数は教育委員会1人、小中学校長各1人、PTA5人、学校医1人、薬剤師1人、合計10人を教育委員会が委嘱している。	
			学校教育課	(23) 心身障害児童生徒就学指導委員会 新市において委員会を設置する。	H18	安曇野市中心身障がい児就学相談委員会を設置し対応	
			学校教育課	(24) 校内LAN 現行のとおり新市に引き継ぐ。	H17	各校の状況に応じ改修実施。	
			学校教育課	(25) 学校ホームページ 全学校での開設に努める。	H17	市内17校全校で開設。	
			学校教育課	(26) ティームティーチング事業 国・県の動向を踏まえながら、新市においても引き続き実施する。	H17	1学級35名を超える学級となる場合、各学校で県事業30人規模学級とTT指導のいずれかを選択し実施	
			学校教育課	(27) 特殊学級 国・県の動向を踏まえながら、新市においても引き続き実施する。	H17	平成19年度に、特別支援学級に名称変更。各校の実情により設置。	
			学校教育課	(28) 障害のある子どものための教育相談体系化事業 豊科町の例を基本に、新市において実施する。	H22	教育相談室設置要綱に基づき設置(平成27年度堀金公民館内)。平成28年4月から教育支援センター(豊科公民館内)に配置	
			学校教育課	(29) ことばの教室事業 現行のとおり実施するが、実施校については検討する。	H17	通級指導教室(ことばの教室、まなびの教室)として、穂高北小学校に県で設置。	
			学校教育課	(30) 学校職員(町村費)の取扱い 配置基準及び待遇等については見直しを行う。	H22	市費非常勤職員として採用。配置については、校長会と協議し対応中。	
			子ども支援課	(31) 公立幼稚園 (1) 現行のとおり新市に引き継ぐ。	H17	定員：140人 教育時間：夏9:00～15:00 冬9:00～14:00	
			子ども支援課	(2) 通園区域については、新市において検討する。	H17	市内全域	
			子ども支援課	(32) 公立幼稚園使用料 当面の間、現行のとおりとするが、適正負担のあり方について見直しを行う。	H22	子ども子育て支援新制度の施行に伴い改定(所得に応じた4階層)	
			子ども支援課	(33) 公立幼稚園就園奨励費補助金 現行のとおりとする。	H17	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(国庫補助)の基準に基づいて支給	
			学校教育課	(34) いじめ、不登校等対策委員会 豊科町の例を基本に設置し、委員数は25人以内とする。	H19	平成28年9月安曇野市いじめ不登校問題対策連絡協議会と改組し対応を進めている。	

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）		
			学校教育課	(35) 学校医・学校薬剤師 学校及び医師会等との協議のうえ、委嘱する。 (36) 30人規模学級 <b>新規項目</b> 国・県の動向を踏まえながら、新市において検討する。	H17	2年任期で、各医師会と協議のうえ委嘱。		
28	5	02	社会教育関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	図書館交流課	(1) 図書館の管理運営 現行のとおりとするが、開館日時、職員体制、及び貸出冊数、貸出期間等について統一に努める。	H18	平成25年10月1日から休館日を原則月曜日に統一した。開館時間は平成21年9月12日から現在の中央図書館は平日9:00～20:00、土・日・祝日9:00～18:00、分館図書館は平日、土・日・祝日を問わず10:00～18:00となった。 平成21年4月1日から全ての図書館に館長1名、図書館司書必要人数が配置された。 平成18年4月1日から貸出点数は図書・雑誌10点、紙芝居2点、視聴覚資料3点到統一、貸出期間を2週間に統一。
			生涯学習課	(2) 生涯学習基本構想・生涯学習推進組織 (1) 基本構想については、生涯学習基本構想策定委員会を設置し、新たに計画・立案する。 (2) 新市において、生涯学習本部及び生涯学習推進委員会を設置する。	H20 H22	安曇野市生涯学習推進計画（平成21年策定、平成26年改訂） 安曇野市生涯学習推進本部、安曇野市生涯学習推進市民会議の設置		
			図書館交流課	(3) 公民館設置 (1) 新市において中央公民館を1か所定め、現在設置されている本館は分館とする。 (2) 各地区に現在設置されている分館については、地区公民館として位置づける。 (3) 新市において役職及び報酬等の統一を図る。	H17 H17 H18	中央公民館1、分館5（安曇野市公民館条例） 地区公民館99（安曇野市地区公民館活動補助金交付規則） 分館長は、安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例による。 地区公民館は、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則により基準を定めた。		
28	5	02	社会教育関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	生涯学習課	(4) 分館（地区公民館）活動促進助成金 新市においても交付するが、水準等については調整する。 (5) 学校開放講座開設 豊科町の例を基本に、特色のある講座の開設に努める。 (6) 公民館各種講座開設 各館が特色を活かした講座の開設に努める。 (7) 公民館各種講座受講料 受講料は徴収することを基本とし、合併時までに徴収基準について調整する。 (8) 公民館文化祭事業 現行の開催単位で実施する。	H19 H20 H17 H17	安曇野市地区公民館活動補助金交付規則による。 生涯学習推進事業として、市内小中高等学校で実施 各館の講座は、全市民を対象に実施 安曇野市公民館講座受講料徴収条例により、1単位200円
			文化課	(9) 水郷明科新能 現行のとおりとする。	H17	水郷明科新能を継承し、平成18年度からは信州安曇野新能として開催。 実行委員会は、市長が会長、教育長が実行委員長を務め、文化課が事務局を担当する。市からは補助金を交付。 明科龍門洲公園を会場にしてきたが、平成28年度からは他地域での開催も検討。		
			生涯学習課	(10) 成人式 新市においても開催する。 (11) 新年名刺交換会（新年交歓会） 廃止する。 (12) 教育委員会部局の広報紙発行 編集委員会等を組織して、教育委員会部局の広報紙を発行する。	H17 H17 H17	平成19年から実施。平成21年から成人の日の前日に開催 廃止 市広報誌、安曇野市中央公民館報（平成23年～）及び図書館だより（平成24年～）にて実施		
			図書館交流課	(13) 移動図書館事業 当面の間、現行のとおりとするが、順次拡大をする。 (14) 子ども文庫配本事業 当面の間、現行のとおりとするが、移動図書館事業との調整を図る。	H19 H19	移動図書館事業については平成13年度をピークに、平成17年度には貸出冊数が8割減と利用者が激減していたことから、平成18年度に開催された交流学習センター施設検討委員会における検討の結果、移動図書館事業を廃止し、この代替え事業として団体貸し出し事業を充実を図った。団体貸し出し事業では、市内の職域団体等の10人以上の団体の代表者に対して1回100点以内、貸出し期限1か月以内で貸出しを実施。 子ども文庫配本事業は、利用者から辞退の申し出が相次ぎ、利用者が0となった。新たに申し込みがあった場合は、団体貸し出し事業として実施。		
			生涯学習課	(15) 子ども会育成連絡協議会 現行の構成単位及び団体等の見直しを図りながら、統一組織の形成に努める。 (16) 子ども会育成会特別事業 豊科町の例を基本に制度の充実を図る。 (17) 青少年問題協議会 穂高町・堀金村の例を基本とし、委員数は20人以内とする。 (18) 子どもを育てる連絡会議 豊科町の例を基本に、新市において取り組む。 (19) 青少年健全育成事業 現行の取り組みを活かし、新市において実施する。 (20) 地域子ども教室推進事業 <b>新規項目</b> 現行の取り組みを活かし、新市においても実施する。 (21) 家庭教育支援総合推進事業 <b>新規項目</b> 現行の取り組みを活かし、新市においても実施する。	H18 H18 H18 H17 H17 H17 H17	99地区子ども会育成会、5地域子ども会育成会連絡協議会、安曇野市子ども会育成会連合会で活動 子ども会育成会活性化補助金として実施 安曇野市青少年健全育成審議会を委員15人以内で組織 放課後子ども総合プラン運営委員会を組織 地域公民館及び生涯学習課で青少年健全育成事業を実施 放課後子ども教室を市内全小学校で実施 家庭教育支援員を配置し、子育ての情報提供、相談、講演会等を実施		
			文化課	(22) 文化財指定・保護事業 (1) 現行の指定文化財は全て新市に引き継ぎ、合併後指定基準を統一し、指定の見直しを実施する。	H19	平成19年度までに指定基準の統一が図られ、有形文化財・史跡・天然記念物については平成20年10月29日付で、無形民俗文化財については平成21年9月25日付で移行。 平成27年度末時点 市指定文化財155件		

# 合併協定項目（545項目）に対する調整等の結果について

平成28年3月作成

## 合併協定書の各協定項目

番号	協議項目	協議会 確認日	課等名	項目内容	調整済年度	調整等の結果（直近）		
			文化課	(2) 国・県指定の文化財については、引き続き保護・管理を行う。	H17	平成27年度末時点 国指定文化財8件（註1） 国登録有形文化財10件 県指定文化財21件（註1） 註1 地域を定めない動物含む		
				(23) 郷土資料館設置及び管理・運営 (1) 現行のとおり新市に引き継ぎ、管理・運営については新市において検討する。	H23	安曇野市郷土資料館条例（平成18年3月27日条例第29号）に基づき考古資料、民俗資料および鐘の鳴る丘集会所関係資料を穂高郷土資料館で収集、保管、展示及び公開。また、郷土史の研究及び学習の普及を行っている。		
				(2) 資料保存展示施設と体験学習等に利用できる施設とに区分するなど、施設の統廃合について検討する。	H23	平成24年度において、三郷、堀金、明科の資料館を廃止し、一部を収蔵庫に転用。現在、管理運営しているのは、穂高郷土資料館のみ。平成27年度に新市立博物館構想を策定。穂高郷土資料館も将来的には新市立博物館へ統合する方針が示される。		
				(24) 埋蔵文化財保護・調査 (1) 新市において継続して実施する。特に文化財保護・専門職員育成の体制づくりに努める。	H17	埋蔵文化財を含む文化財保護業務全体で、正規職3人(再任用含む)、臨時職員4名(うち2名埋蔵文化財担当)を配置。		
				(2) 現在保有する発掘資料等を整理・保管するための施設整備について検討する。	H23	発掘資料等を整理・保管するための施設として、平成24年12月に文化財資料センターを開設(旧穂高給食センター)。		
			図書館交流課	(25) 図書館講座 新市において実施する。	H17	合併当初より、各地域図書館の特色を生かした図書館講座を年次計画に基づいて実施。		
			地域づくり課	(26) 生涯学習まちづくり出前講座 新市において実施する。	H17	平成24年10月1日「安曇野市協働のまちづくり出前講座実施要綱」を定め、事務局を市民生活部地域づくり課とした。H26年度実績：登録84講座、実施82回、参加者2,345人。		
文化課	(27) 国際芸術交流事業 <b>新規項目</b> 新市において実施を検討する。	H18	平成16年度、穂高町において、東京藝術大学留学生との文化交流事業「グローバルハート・イン安曇野穂高」開催。 平成17年度から、東京藝術大学交流事業として、穂高東中学校・西中学校吹奏楽部生徒を対象とした楽器演奏指導事業を開始。年3回、東京藝術大学音楽学部の先生と学生が安曇野を訪れ、楽器演奏指導と合同コンサートの開催を通じて交流を深めた。 平成25年度から、対象を市内全中学校に拡大。中学校の巡回指導及び各学校吹奏楽部から選出された生徒で構成されるリーダーズバンドの指導を行っている。 交流は、演奏技術の向上はもとより、感性を育む貴重な機会、さらに夢や目標を見据える機会となっており有意義な事業となっている。また、市民にとっても合同コンサート等を通じて、質の高い音楽にふれる貴重な機会となっている。					
28	5	03	社会体育関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	生涯学習課	(1) 学校施設開放（社会体育） 学校側の使用に支障がない範囲で、一般に開放する。	H18	学校側の使用に支障がない範囲で、一般に開放
			(2) スポーツ教室事業 現行の開催単位及び種目等を見直し、新市においても引き続き実施する。 なお、受講者から適正な負担金を徴収するよう調整する。	H19		全市民を対象に、スポーツ教室を22教室開催 安曇野市スポーツ教室開催要綱により、1単位100円		
			(3) スポーツ大会事業 (1) 現行の開催単位及び種目等を見直し、実施についてはスポーツ振興団体を支援する。	H18		安曇野市体育協会と実行委員会を組織し、市民スポーツ祭を開催 スポーツ交流会等、種目別競技会17種目		
28	5	03	社会体育関係事務事業の取扱いについて	H16.11.30	生涯学習課	(2) 新市において、新市全域を対象とした大会等の開催について検討する。	H21	上記と同様。
			(4) 体育指導委員会 新市において設置し、委員数は30人以内とする。	H18		委員数30人で組織		